

『日本における水中遺跡保護の在り方について』

(中間まとめ)

平成28年3月25日

水中遺跡調査検討委員会

文 化 庁



## 目次

はじめに .....	1
第1章 日本における水中遺跡保護の必要性 .....	2
1 水中遺跡とは .....	2
2 水中遺跡の特性 .....	3
3 水中遺跡の現状と保護の必要性 .....	3
第2章 国際社会における水中遺跡保護の現状 .....	5
1 水中遺跡保護の経過 .....	5
2 水中遺跡保護の課題 .....	5
3 水中文化遺産の保護に関する条約 .....	6
4 水中遺跡保護の現状 .....	6
第3章 日本における水中遺跡保護の現状と課題 .....	7
1 地方公共団体による水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組 .....	7
2 大学等研究機関による水中遺跡調査に関するこれまでの主な取組 .....	7
3 文化庁による水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組 .....	7
4 水中遺跡保護に関する課題 .....	8
第4章 日本における水中遺跡保護の在り方 .....	9
1 基本的な考え方 .....	9
2 水中遺跡保護の在り方 .....	9
3 今後の方向性 .....	11

## 資料

1	水中遺跡調査検討委員会	13
	(1) 水中遺跡調査検討委員会の設置について	
	(2) 水中遺跡調査検討委員会委員	
	(3) 水中遺跡調査検討委員会協力者	
	(4) 水中遺跡調査検討委員会における検討状況	
2	これまでの国内の水中遺跡保護に関する取組事例	19
	史跡鷹島神崎遺跡（長崎県松浦市），開陽丸（北海道江差町）， 粟津湖底遺跡（滋賀県大津市），沖縄沿岸地域遺跡（沖縄県）	
3	委託事業「水中遺跡の保存活用に関する調査研究」	25
	(1) 調査研究の概要	
	(2) 国内調査の概要	
	倉木崎海底遺跡（鹿児島県宇検村），相島海底遺跡（福岡県新宮町）， ファン・ボッセ号沈没地点（沖縄県多良間村）	
	(3) 国外調査の概要	
	オランダ，イギリス，デンマーク，スウェーデン，フランス，アメリカ オーストラリア，韓国	
4	水中遺跡の調査方法	39
	サイドスキャン・ソナー（音波探査機），マルチビーム測深機，磁気探査機， サブボトム・プロファイラ（表層調査機），無人探査機（水中ロボット）	
5	関係資料	43
	(1) 「文化財保護法」（抜粋）	
	(2) 「文化財保護法の一部改正について」（抜粋）	
	（昭和29年6月22日付け文委企第50号 文化財保護委員会事務局長通知）	
	(3) 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」	
	（平成10年9月29日付け庁保記第75号 文化庁次長通知）	
	(4) 「水中文化遺産の保護に関する条約」（抜粋）	
	(5) 『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』（抜粋）	
	(6) 『埋蔵文化財関係統計資料』（抜粋）	

## はじめに

日本は、国土面積は世界で62番目であるが、海岸線の距離は6番目と長大であることから、海を舞台とした歴史事象はかなり多い。したがって、これまで陸上の歴史事象を中心に構築されてきた日本の歴史と文化に、これら海における歴史事象、特に、水中遺跡に関する情報を加えることは、日本の歴史と文化の内容をより正しく、豊かに理解する上で極めて重要である。

例えば、2度の蒙古襲来<sup>もうこしゅうらい</sup>のうち、弘安4(1281)年の弘安合戦<sup>こうあんかっせん</sup>に際しては、現在の長崎県伊万里湾の鷹島沖に集結していた元軍14万人、軍船4,400艘が暴風雨により壊滅的な打撃を受けたとされる事象は極めて有名であり、これに関連する鷹島海底遺跡<sup>たかしまかいてい</sup>は、日本における水中遺跡の象徴的な存在として広く知られている。

ところで、日本ではこれまで、埋蔵文化財の保護を目的とした行政(以下「埋蔵文化財行政」という。)において、埋蔵文化財包蔵地については平成24年度現在約46万カ所(水中遺跡を含む)が周知され、行政目的で行われる発掘調査は年間約8,000件を数えるまでになった。これに対し水中遺跡の保護については、文化庁としても昭和55年度に『遺跡確認法の調査研究 昭和55年度実施報告—水中遺跡の調査—』(以下『昭和55年度報告』という。)と平成12年に『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』(以下『平成12年報告』という。)に検討結果を公表したが、その取組が積極的に行われている世界的な趨勢とは異なり、国はもちろん地方公共団体においても、今日まで十分な取組が進んでいるとは言い難い状況にあった。

このような中、文化庁では平成24年3月に、元軍が被災した海域である鷹島南東部の神崎沖の南北(海岸から)200m、東西1.5kmの範囲で海底までを含め鷹島神崎遺跡<sup>たかしまこうざき</sup>として史跡に指定したことを契機として、日本における水中遺跡保護の在り方について指針を示すことを目的に、平成25年3月に「水中遺跡調査検討委員会」(以下「本委員会」という。)を設置した。本委員会では、平成28年2月まで10回にわたって検討を重ね、その間、本委員会の検討に資する情報の収集を目的に委託事業「水中遺跡の保存活用に関する調査研究」(平成25～27年度受託者：九州国立博物館)も実施した。さらに、平成28年1月には、実際に水中遺跡保護を担うことになる全国の地方公共団体の埋蔵文化財専門職員(以下「専門職員」という。)による協力者会議を設置して、保護の考え方や具体的な手法に関する意見交換を行った。

本委員会による検討結果は、平成29年度に報告する予定である。それに先立ち平成27年度には、日本における水中遺跡保護の必要性、現状と課題、在り方についての基本的な考え方、特に、その把握・周知を中心に『日本における水中遺跡保護の在り方(中間まとめ)』(以下『中間まとめ』という。)を公表し、今後、地方公共団体や国が実施すべき水中遺跡保護の取組に備えるものとする。なお、『中間まとめ』は平成29年度報告の中途段階のものであり、今後の検討により内容が変更する可能性もある。これは内容を更に充実させるためのことであり、御理解・御承願いたい。

## 第1章 日本における水中遺跡保護の必要性

### 1 水中遺跡とは

- 文化財保護法において、埋蔵文化財とは「土地に埋蔵されている文化財」（第92条）とされている。この場合、その対象は土地に埋まっているもののみならず、水中に没しているものも含まれる（「文化財保護法の一部改正について」昭和29年6月22日付け文委企第50号 文化財保護委員会事務局長通知）。内容としては遺跡と遺物からなるが、名称については、『平成12年報告』に基づき「水中遺跡」という用語を使用する。
- 『平成12年報告』においては、水中遺跡は海域や湖沼等において「常時もしくは満潮時に水面下にある遺跡」とされているが、『中間まとめ』では、その中でも沈没船やその積載物であった遺物及び自然の影響等により水没した遺跡を対象とすることとする。ただし、陸上の埋蔵文化財として把握されるダム・溜池・河川等の水面下にある遺跡については、すでに保護施策が執られていることを踏まえ、『中間まとめ』では行政的な観点から便宜的に対象外とする。なお、陸上に接する、あるいは陸上から水中に伸びる遺跡等、陸上か水中か峻別が難しい遺跡については、その都度、取扱を検討することが必要である。
- 水中遺跡は一般的に、沈没船が代表的な事例と考えられがちであるが、実際に主体を占めるのは遺物のみが確認される散布地や、漁師・ダイバーによって遺物が引揚げられた事例である。それらの生成要因としては、沈没船本体がフナクイムシやバクテリア等の生物被害により滅失した場合や、船体から何らかの諸事情により積載物が遺棄・投棄された場合をはじめ、自然環境の変化等による陸上からの遺物の移動及び陸上遺跡の水没化等であることが推定される。
- 『中間まとめ』で対象とする水中遺跡の代表例としては、「はじめに」で述べた鷹島海底遺跡をはじめ、琵琶湖底にある縄文時代貝塚の粟津湖底遺跡（滋賀県大津市）、平安宮朝堂院に搬出された「警固」銘の文字瓦が出土する玄界灘の相島海底遺跡（福岡県新宮町）、中世の貿易陶磁器が大量に出土する奄美大島の倉木崎海底遺跡（鹿児島県宇検村）、近世の播鉢と硯が大量に出土する伊豆諸島の神津島沖海底遺跡（東京都神津島村）、明治元（1868）年に北海道江差港沖で沈没した旧幕府軍の軍艦開陽丸（北海道江差町）、明治21（1888）年に磐梯山の噴火によって生じた堰止湖により集落が水没した檜原湖底遺跡（福島県北塩原村）等がある。また、幕末から明治期には、日本の外交史上重要な役割を果たした外国船籍の沈没船情報、例えば、安政元（1854）年静岡県駿河湾内ロシア船籍ディアナ号、安政4（1857）年沖縄県多良間島沖オランダ船籍ファン・ボッセ号、明治5（1872）年沖縄県国頭沖イギリス船籍ベナレス号等もある。
- 六国史や風土記をはじめ、貴族の日記類、中国・朝鮮の文献、江戸幕府が嘉永6（1853）年に編纂した『通航一覧』等の文献史料からは古代以降、幕末から明治期に至るまで少

なくとも600件近い船舶の漂流・漂着・沈没に関する情報が認められる（気象研究所『日本漂流漂着史料』気象史料シリーズ3 昭和37年）。このことから、さらに地域の文献史料を踏まえれば、日本の海域における水中遺跡の潜在的な数は確認されている数をさらに上まわるものと推測される。

## 2 水中遺跡の特性

- 水中遺跡の最大の特性は、沈没船の積載物や水没遺跡において、有機質遺物の遺存状態が陸上に比べて良好であることをはじめ、遺物が高い完形性や一括性をもって遺存する場合が非常に多いところにある。
- 海底に同一時期の特定の生産地の陶磁器等が集積している事例は、沈没した商船に由来するものと考えられ、当時の物流・交易・商業活動等の具体的な内容を知ることができる。また、外国船籍の場合は当該期の対外交渉史や外交史に関連した情報が得られることもあり、日本の歴史と文化を語る上ではいずれも重要な内容が多く含まれる。
- 自然環境の変化等によって水没した遺跡については、水没時の状況がそのまま遺存することがあるなど、陸上の埋蔵文化財では得られない当時の集落の構造や生活に関する多くの情報が得られ、それらの復元も可能になる場合がある。
- 水中遺跡が有する歴史的価値は、それだけが単独で評価されるものではなく、陸上の埋蔵文化財との関連性や文献史料に基づく歴史観等と一体的に評価することで、日本や地域の歴史と文化を更に充実した内容にすることができる。
- 一方で、水中遺跡は水面下にあるため認識がしづらく、水中環境の変化（水流・塩分濃度・酸素濃度・水温等）による劣化や滅失の可能性が高く、また、フナクイムシ等による生物被害もあり、その性質に見合った対応を適切に行わなければ貴重な情報が失われることになる。
- 水中遺跡の調査では、そもそも水中に存在するため遺跡までのアクセスや遺跡での諸作業が陸上の場合と比べると格段の困難と危険を伴い、分布調査や発掘調査といった各種調査手法も異なり、期間と経費も通常よりは長く高くなる。

## 3 水中遺跡の現状と保護の必要性

- 現在日本では、地域の歴史と文化はもちろん日本の歴史と文化を正しく理解する上で欠くことのできない周知の埋蔵文化財包蔵地が約46万カ所確認され、発掘調査については年間約8,000件が実施されている。しかし、その中で水中遺跡とされているのは512カ所しかなく、また、発掘調査も年間1件前後と極めて少ない。
- 日本ではこれまで、一定の基準に基づき水中遺跡の位置や内容に関する情報を集約する行政的な措置が執られたことが少なく、漁師等が引揚げた散発的な遺物情報が中心であった。また、話題性の高い沈没船の発見や引揚げもなかったことから、水中遺跡保護に関する国民

や行政の関心が高まる契機がなかった。

- 国が行った水中遺跡保護の取組は散発的であり、地方公共団体が行う水中遺跡保護に係る行政目的調査は少ない上に、その対応や内容は一様でなく、系統立った悉皆調査や保護の取組は進まなかった。
- 海域や湖沼等で行われる掘削を伴う開発行為としては、護岸工事、橋梁建設、浚渫工事、パイプラインやケーブル敷設、洋上でのエネルギー開発、海底資源の開発等がある。また、底引き網等による漁業、トレジャーハンター（科学的な調査を行わずに水中遺跡を破壊して売買を目的に金銭的に価値のあるものだけを収集する者）による濫掘、漁師等による遺物採集等もある。これらは多くの場合、周知の埋蔵文化財包蔵地として水中遺跡の存在が認識されていないために生じる問題であり、埋蔵文化財行政の観点から十分な対応がなされているとは言い難い状況にある。
- 文化財保護法をはじめこれまで文化庁が発出してきた埋蔵文化財関連の通知や報告では、陸上の埋蔵文化財のみならず水中遺跡も保護の対象としてきたが、実情としては、水中遺跡の保護は不十分と言わざるを得ない。このような状況に鑑み、以下の3点が現在の日本における水中遺跡保護の喫緊の課題となっている。
  - ①日本や地域の歴史と文化をさらに充実した内容にすべく、高い歴史的価値を有する水中遺跡を適切に保護するための意識向上。
  - ②海域や湖沼等で行われる開発事業に対し、陸上の埋蔵文化財と同様に水中遺跡を保護するための考え方の整理、手法の検討、体制の整備といった埋蔵文化財行政としての取組。
  - ③良好な遺存状態に反して水中環境の変化により劣化や滅失の可能性が高いという特性に対応した、水中遺跡を保護するための調査手法や保存技術の検討。

## 第2章 国際社会における水中遺跡保護の現状

### 1 水中遺跡保護の経過

- 海外では、潜水技術等が飛躍的に向上した1960年代以降、ヨーロッパを中心に国主導で沈没船の引揚げが進んだ。1961年スウェーデンのヴァーサ号、1962年デンマーク・ロスキルダフィヨルドの5艘のバイキング船、1982年イギリスのメアリー・ローズ号はその代表で、1984年にアメリカの研究機関が地中海において世界最古級とされる紀元前14世紀頃のウルブルン沈没船を引揚げた事例もある。また、アジアでは、1976年から10年かけて引揚げた韓国の新安沈没船や、2007年に引揚げた中国の南海1号沈没船もある。
- これら沈没船の引揚げにより、水中遺跡保護の意識も徐々に高まり、行政的な考え方の整理や、保存処理に関する技術の向上及び体制の整備が進み、1990年代以降は各国で水中遺跡保護を所管する専属の機関が設置され、水中遺跡保護の取組が積極的に行われるようになった。その結果、既に悉皆的な分布調査等によって、水中遺跡のおおよその位置や範囲及び内容に関する情報が集約・管理されている。
- 開発事業に際しては、陸上の遺跡と同様に、事業対象地に水中遺跡が存在する場合、保護行政側は計画変更を促すが、やむを得ず現状保存が図られない場合は、原因者負担による発掘調査を実施している。なお、発掘調査の対象となる水中遺跡の多くは遺物散布地や水没遺跡であり、沈没船の事例は少ない。
- 近年では、沈没船本体や積載物であった遺物の公開・活用が積極的に図られるとともに、保存処理や復元作業の公開をはじめ、水中遺跡を実際に見に行くダイビングツアーや水中遺跡の活用に関するワークショップ等も各国で行われている。

### 2 水中遺跡保護の課題

- 沈没船や積載物であった遺物は、引揚げから保存処理後の展示・公開に至るまでに長い年月や莫大な手間及び費用を要することや、保存処理後の劣化に伴う再処理といった継続的な維持管理が必要なことも明らかになってきた。特に、沈没船本体については、その大きさから生じる維持管理の難しさがあり、釘等の金属が使用された木製部材については、異なる材質を同時に保存処理することの難しさといった切実な課題がある。
- 沈没船やその積載物であった遺物の保存処理や維持管理には、専門家の配置や最新技術の更新等が必要になり、費用・技術・施設・人員等の一体的な整備が不可欠であることも大きな課題として認識され始めた。

### 3 水中文化遺産の保護に関する条約

- 1994年に発効した国連海洋法条約が十分に遵守されず、開発事業による水中遺跡の破壊やトレジャーハンターによる濫掘と売買が頻発したことを契機として、さらには、水中遺跡保護に関する世界的な意識の高まりにより、2009年1月に、国際記念物会議憲章に基づきユネスコによって起草された水中文化遺産の保護に関する条約【資料5-4】が発効されることとなった（2015年末時点で54カ国が批准しているが日本は批准していない）。
- 水中文化遺産の保護に関する条約における水中遺跡の取扱は、陸上の遺跡と同様に、現状保存を「あらゆる活動を許可し又は行う前の第一の選択肢」としている（第2条第5項）。

### 4 水中遺跡保護の現状

- 水中文化遺産の保護に関する条約の発効により、発見された沈没船や積載物であった遺物及び水没遺跡等の取扱については、原則、現状保存の措置が執られるようになった。この考え方は、水中文化遺産の保護に関する条約の批准国だけではなく、批准していない国においても浸透しつつある。
- 本章 1で示したように、開発事業に際しては計画変更を促し、やむを得ず現状保存が図られない場合は発掘調査を実施している。
- 水中遺跡を現状保存して活用する場合については、その状態と内容を把握して活用に必要な情報を得るための発掘調査を行う。また、現状保存に当たっては、水中環境の変化等による劣化状況を確認するためのモニタリング（監視）の実施が世界的な趨勢になっている。

### 第3章 日本における水中遺跡保護の現状と課題

#### 1 地方公共団体による水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組

- 北海道江差町では、明治元（1868）年に座礁・沈没した旧徳川幕府軍の軍艦開陽丸について、昭和50～54年度に発掘調査を実施した。
- 鹿児島県宇検村では、珊瑚礁の浅瀬において大量の貿易陶磁器が散布する倉木崎海底遺跡について、平成7～10年度に発掘調査を実施した。
- 長崎県松浦市では、平成4年度から鷹島海底遺跡（そのうち一部が史跡鷹島神崎遺跡）について、分布調査及び保存目的調査を、出土した遺物については保存処理を実施している。
- 沖縄県では、平成16～22年度に沖縄沿岸地域遺跡分布調査を実施し、211地点の水中遺跡及び関連文化財等を把握した。

#### 2 大学等研究機関による水中遺跡調査に関するこれまでの主な取組

- 鷹島海底遺跡では、茂在寅男（東海大学）が昭和55～57年度に、西谷正（九州大学）が平成元～3年度に、池田榮史（琉球大学）が平成18～27年度に、それぞれ学術目的調査を実施した。
- アジア水中考古学研究所は、平成17年度に九州・沖縄水中考古学協会と改称してNPO法人となり、日本財団の助成を受け「海の文化遺産総合調査プロジェクト『水中遺跡データベース作成と水中考古学の推進』」を実施した。そして、平成25年に『総論・九州編』『南西諸島編』『瀬戸内編』『日本海編』『太平洋編』『全国水中遺跡地図』を刊行した。

#### 3 文化庁による水中遺跡保護に関するこれまでの主な取組

- 昭和50年代から、地方公共団体が実施する水中遺跡保護の取組についての技術的・財政的支援を行ってきており、本章 1で示した地方公共団体による水中遺跡保護の取組はその代表的な事例でもある。
- 昭和55年度には、前出の粟津湖底遺跡の調査を行い、水中遺跡の発掘調査に必要な機材や手法を検討した『昭和55年度報告』を公表し、平成12年には、日本における水中遺跡調査の歴史、水中遺跡の実態把握、発掘調査方法の検討、文化財保護法と水中遺跡の関係性の検討等を踏まえ、216カ所の水中遺跡の存在を確認した『平成12年報告』を公表した。
- 平成25年に公表した『埋蔵文化財関係統計資料』では、約46万カ所の周知の埋蔵文化財包蔵地のうち、水中遺跡は512カ所であることを示した。

## 4 水中遺跡保護に関する課題

### (1) 把握

- 第1章で述べたように、日本にも相当数の水中遺跡が存在する。しかし、これまでは、把握の考え方や具体的な手法が整理・確立されておらず、水中遺跡を認識する基準が不統一であったため、平成25年に公表した周知の埋蔵文化財包蔵地の件数については、地方公共団体間で件数に著しい開きが生じた。その原因として、すでに陸上の埋蔵文化財として保護施策が執られているダム・溜池・河川等の水面下にある遺跡を、水中遺跡に含めた場合等があったためと考えられる。
- 水中遺跡の所在を把握するために必要な手法、特に、探査の具体的な方法とその有効性についての共通認識が形成されていない。

### (2) 周知

- 水中遺跡が周知の埋蔵文化財包蔵地として扱われていないため、開発事業に際して文化財保護法第93・94条への適切な対応がなされず、例えば、唐津湾の浚渫工事に際して浚渫排土から一括性の高い縄文土器が採集された西唐津海底遺跡（佐賀県唐津市 昭和三〇年）の事例等のように、未周知の水中遺跡がすでに破壊されている可能性もある。
- 水中遺跡を周知するための基本的な考え方や手法、特に、把握した水中遺跡を遺跡地図や台帳へ記載する際の表記方法や、名称の付け方等についての共通認識が形成されていない。

### (3) 取扱

- 個人の拾得物とされがちな海から引揚げられた遺物の文化財保護法による取扱、国際慣習上、旗国が所有権を有するとされる外国船籍の船舶本体並びに積載物の取扱、トレジャーハンターによる濫掘への対応方法等についても、考え方が十分に整理されていない。
- 開発事業が生じた場合の具体的な対応方法、すなわち、計画変更や記録保存調査の考え方、原因者負担の範囲等についての共通認識が形成されていない。
- 水中遺跡保護に関しては、第2章 3で示したように、近年では国際的には、現状保存とその後状態変化をモニタリングすることが標準的な在り方となっているが、日本では、それらの考え方の整理とその具体的な手法の検討はほとんど行われていない。

### (4) 体制

- 地方公共団体には、水中遺跡保護を適切に実施できる専門職員がほとんど配置されておらず、また探査や保存処理を行う機器を備えた施設もほとんど設置されていない。
- 国においても、水中遺跡保護に関する知識や技術を備えた機関や施設は設置されていない。

## 第4章 日本における水中遺跡保護の在り方

### 1 基本的な考え方

- 日本ではこれまで、陸上の埋蔵文化財については、埋蔵文化財行政として保護の取組が積極的に行われてきた。水中遺跡についても同様の取組が必要であり、ここまで示してきたように、日本の歴史と文化の正しい理解において重要な遺跡が多くあると考えられる。また、水中環境の変化や開発事業により劣化や滅失の可能性があることから、その保護の取組を進める必要がある。
- 水中遺跡の環境は陸上の場合と異なることから、水中遺跡の特性に応じた保護の考え方や調査方法の整理・検討が必要で、さらには、調査に伴う危険性を踏まえた安全管理についても十分な配慮が必要である。また、第2章 3で示したように、世界的には現状保存が標準的な考え方になっており、今後、日本において進めていく水中遺跡保護についても、これに則した取組が必要である。
- 平成27年5月22日閣議決定「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）」の文化芸術振興に関する重点施策の中において、「水中文化遺産の保存・活用の在り方について調査・研究を進めるとともに、地方公共団体の取組を促す。」と位置付けられたことから、国及び地方公共団体は水中遺跡保護の取組を進める必要がある。
- 埋蔵文化財の保護は地方公共団体の権限に属する事務であることを踏まえ、水中遺跡についても陸上の埋蔵文化財と同様に、基本的には地方公共団体が主体となって取り組む必要がある。その内容は、陸上の埋蔵文化財保護と同様、把握・周知、調整、保存、活用という四つの段階からなる。しかし、現状では、地方公共団体の専門職員や機材・施設等水中遺跡保護体制が不十分であることから、国においても技術的・財政的な支援を可能とする体制を整備する必要がある。
- 水中遺跡で保護の対象となるのは、文化財保護法が適用される領海内に所在するものについてである。保護を行う地方公共団体にあっては、湖沼や河川とは異なり、海域については行政区域の境界が定まっていない実態を踏まえ、個別具体的な事例に則して各地方公共団体間で協議の上、決定することになる。

### 2 水中遺跡保護の在り方

#### (1) 把握

- 史料等の記録類や、漁師等によって得られる沈没船・遺物・水没遺跡・伝承地等の情報の聞き取り調査や、海岸線の踏査等によって得られる情報をよく精査して、それらが実際にどの場所に存在するのかを把握する。この場合、GPS・海図等を利用してより詳細な情報（座

標や水深等)を得ることが望ましい。

- 上述の情報を基に、探査や潜水によって水中遺跡の範囲や内容を確認することが望ましい。ただし、そのためには時間的な制限や危険性が伴うため、水上で操作する音波や磁気等による探査機や、水中での長時間作業が可能な無人探査機(水中ロボット)を利用することが有効である【資料4】。

## (2) 周知

- 埋蔵文化財として扱う遺跡の範囲は、陸上の埋蔵文化財の考え方と同様、原則中世までを対象とし、近世は地域において必要なもの、近代以降については特に重要なものとする。ただし、これらの判断に当たっては、第1章 2の水中遺跡の特性を踏まえ、地域の歴史と文化という観点のみならず、国内における物流・交易・商業活動や対外交渉史や外交史等、日本の歴史と文化という観点から判断して、内容によっては時代にとらわれず対象とすることが望ましい。
- 本来、水中遺跡も陸上の埋蔵文化財と同様に、遺跡地図や台帳に範囲を「面」で示すことが必要であるが、その所在地や範囲に関する情報が少ない場合については、暫定的に「点」で表示することも考えられる。
- 遺跡の名称については、地名や地元で親しまれている名称を付することが一般的であるが、調査研究等で得られた所見(沈没船名等)を名称として付すことも考えられる。
- 水中遺跡に関する情報は、これまで陸上の埋蔵文化財ではその存在を認識しながら保護の意識を高めてきたことと同様に、公開して周知を図ることが望ましい。

## (3) 取扱

- 海から引揚げられた遺物についても、陸上の場合と同様、文化財保護法による取扱が必要である。ただし、所有権が明確な外国船籍の沈没船や積載物については、過去の事例や諸外国での対応等を参考にした措置が必要である。また、トレジャーハンターによる濫掘が違法行為であることも周知する必要がある。
- 開発事業に際しては、陸上の埋蔵文化財と同様に可能な限り現状保存の措置を講ずるが、やむを得ず現状保存が図られない場合は、記録保存調査を行う。その場合の費用についても陸上の場合と同様、原因者に協力を求めることが原則になると考えられる。なお、地方公共団体が行う水中遺跡の把握・周知、保存目的調査、出土品の保存処理等については陸上の埋蔵文化財と同様に、文化庁の「埋蔵文化財緊急発掘調査国庫補助事業」において実施することが可能である。
- 水中遺跡についても、陸上の埋蔵文化財と同様に現状保存が原則である。ただし、水中遺跡の保存と活用を考慮した場合、水中遺跡の内容を把握するための保存目的調査が必要な場合もある。
- 日本ではこれまで沈没船を引揚げた実績がないが、今後、水中遺跡保護の意識高揚や調査・保存技術の研究開発等、水中遺跡に関する総合的な調査研究の向上という観点から引揚げを検討することも考えられる。このような場合には、社会的要請や費用対効果、地方公共

団体の体制等を考慮した上で、慎重に判断する必要がある。

#### (4) 体制

- 地方公共団体においても、域内の地理的・歴史的環境に鑑み、水中遺跡保護を担当する専門職員の配置をはじめ、保存処理機器や専用収蔵施設の設置が望まれる。しかし、昨今の職員定数の問題や実際の業務量、さらにはそもそも水中遺跡保護の知識や技術を有する専門職員の確保が難しいといった現状を勘案した場合、探査や潜水等の実務については地方公共団体の監理の下、外部組織への業務委託を行うことも考えられる。
- 陸上の埋蔵文化財保護については、独立行政法人国立文化財機構が地方公共団体に対して技術的な支援を行っているように、地方公共団体が行う水中遺跡の保護についても同様の支援が必要である。

### 3 今後の方向性

- 『中間まとめ』では、水中遺跡保護の必要性と基本的な考え方は従来の埋蔵文化財行政の枠組みと同様であることを確認しながら、とりわけ水中遺跡の特性を踏まえた把握・周知の考え方を中心に、現状保存の必要性やさまざまな調査手法、さらには、水中遺跡保護の体制の在り方について整理した。
- 地方公共団体においては、域内の地理的・歴史的環境に鑑み、『中間まとめ』に基づき域内の埋蔵文化財保護の対象として、水中遺跡もそれに組み込むことが望まれる。
- 文化庁においては、本委員会による平成29年度の報告の公表へ向け、『中間まとめ』を関係者に周知するとともに、把握・周知の次段階である調整、保存、活用についても考え方や具体的な手法の検討を進めることとしている。



## 資料 1

### 1 水中遺跡調査検討委員会

- (1) 水中遺跡調査検討委員会の設置について …………… 14
- (2) 水中遺跡調査検討委員会委員 …………… 15
- (3) 水中遺跡調査検討委員会協力者 …………… 16
- (4) 水中遺跡調査検討委員会における検討状況 …… 17

## (1) 水中遺跡調査検討委員会の設置について

平成25年2月27日  
文化財部長決定

### 1. 目的

我が国には、これまで200を超える水中遺跡が存在していることが知られ、これらは、海洋国家である我が国の成り立ちや海外との交流の歴史を知る上で欠くことができない貴重な文化遺産である。

平成24年に元寇船が沈没している鷹島神崎遺跡が史跡に指定されるなど、水中遺跡への国民の関心も高まっている。

しかしながら、水中遺跡は水中に所在するという特殊な立地条件にあり、我が国においては、その調査・保存の手法が未だ確立されていない。

そのため、我が国の水中遺跡の調査、保存及び活用について検討を行う「水中遺跡調査検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 検討事項

- (1) 水中遺跡の調査に関する事項
- (2) 水中遺跡の保存活用に関する事項
- (3) その他関連事項

### 3. 構成

- (1) 委員会は、学識経験者により構成する。
- (2) 委員会は、互選により委員長を選出する。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する副委員長が、その職務を代理する。
- (3) 委員会には、必要に応じ、委員以外の学識経験者等の出席を求めることができる。

### 4. 庶務

委員会に関する庶務は、文化財部記念物課で処理する。

## (2) 水中遺跡調査検討委員会委員

(敬称略、五十音順)

(◎：座長 ○：副座長)

- 赤司 善彦 福岡県教育庁文化財保護課 課長 (平成26年4月から)
- 池田 榮史 琉球大学法文学部 教授
- 伊崎 俊秋 福岡県教育庁文化財保護課 課長 (平成26年3月まで)
- 今津 節生 九州国立博物館博物館科学課 課長
- 小野 正敏 元大学共同利用機関法人人間文化研究機構 理事
- 木下 尚子 熊本大学文学部 教授
- 木村 淳 東海大学海洋学部 特任講師
- 高妻 洋成 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所埋蔵文化財センター保存修復科学研究室 室長
- 坂井 秀弥 奈良大学文学部 教授
- 佐藤 信 東京大学大学院人文社会系研究科 教授
- 土屋 利雄 独立行政法人海洋研究開発機構 観測技術担当役
- ◎西谷 正 宗像市郷土文化学習交流館海の道むなかた館 館長
- 御堂島 正 大正大学文学部 教授 (元神奈川県教育委員会文化遺産課長)
- 林田 憲三 NPO法人アジア水中考古学研究所 理事長

### 【オブザーバー】

長崎県教育委員会  
松浦市教育委員会

### (3) 水中遺跡調査検討委員会協力者

(敬称略、都道府県順)

小笠原雅行	青森県教育庁文化財保護課 総括主幹
天野 順陽	宮城県教育庁文化財保護課 技術補佐 (総括担当)
竹田 純子	山形県教育庁文化財・生涯学習課 主査
深澤 敦仁	群馬県教育委員会文化財保護課 指導主事
吉田 敬	千葉県柏市教育委員会事務局生涯学習部文化課 専門監
伊藤 敏行	東京都教育庁地域教育支援部管理課 統括課長代理
長岡 文紀	神奈川県教育委員会事務局生涯学習部文化遺産課 グループリーダー
滝沢 規朗	新潟県教育庁文化行政課 副参事
河合 修	静岡県教育委員会文化財保護課 主幹
鈴木 一有	静岡県浜松市市民部文化財課 副主幹
木戸 雅寿	滋賀県教育委員会文化財保護課 参事
石崎 善久	京都府教育庁指導部文化財保護課 主査
森屋 直樹	大阪府教育委員会事務局文化財保護課 課長補佐
藤井 幸司	和歌山県教育委員会文化遺産課世界遺産班 主査
柏原 正民	兵庫県朝来市産業振興部竹田城課 保存管理担当課長
松尾 充晶	島根県立古代出雲歴史博物館 専門学芸員
大橋 雅也	岡山県教育庁文化財課 総括副参事
沖 憲明	広島県教育委員会事務局管理部文化財課 指導主事
乗松 真也	香川県教育委員会生涯学習・文化財課 文化財専門員
吉田 東明	福岡県教育委員会文化財保護課 企画係長
長家 伸	福岡県福岡市経済観光文化局文化財部文化財保護課 係長
白木原 宣	佐賀県教育庁文化財課 主幹
中山 晋	沖縄県教育委員会文化財課 主任専門員
清野 孝之	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 考古第三研究室長

#### 【オブザーバー】

赤司 善彦	福岡県教育庁文化財保護課 課長
佐々木蘭貞	九州国立博物館博物館科学課 アソシエイトフェロー
和田 勝彦	公益財団法人文化財虫菌害研究所 常務理事

## (4) 水中遺跡調査検討委員会における検討状況

※下線は委員会の開催

### 【平成 24 年度】

3月22日(金) 第1回水中遺跡調査検討委員会(霞ヶ関ビル32階 東海大学校友会)

- 本委員会の設置趣旨説明(事務局)
- 文化庁における水中遺跡保護の取組
- 元寇沈船の調査・研究の取組 池田榮史(琉球大学)
- 日本とアジアの水中考古学 西谷 正(宗像市郷土文化学習交流館海の道むなかた館)
- 海外の水中考古学の現状 木村 淳(マードック大学(当時))

### 【平成 25 年度】

7月17日(水) 第2回水中遺跡調査検討委員会(長崎県松浦市役所鷹島支所)

- 福岡県における水中遺跡の保護の取組 伊崎俊秋(当時:福岡県文化財保護課)
- NPO 法人アジア水中考古学研究所の取組  
林田憲三(NPO 法人アジア水中考古学研究所)
- 水中遺跡の調査・保存・活用  
今津節生(九州国立博物館博物館科学課長)

#### ※7/16に委員会による史跡鷹島神崎遺跡の視察

10月16・17日(水・木) 史跡鷹島神崎遺跡における無人探査機による実験

1月23日(木) 第3回水中遺跡調査検討委員会(文化庁特別会議室)

- 開陽丸の保護の取組 藤島一巳(元北海道江差町教育委員会)
- 松浦市における水中遺跡の保護の取組 中田敦之(長崎県松浦市教育委員会)
- オーストラリア海事考古学研究所第13回会議報告(事務局)
- 史跡鷹島神崎遺跡における水中遺跡探査実験報告(事務局)

3月14日(金) 第4回水中遺跡調査検討委員会(文化庁第2会議室)

- 現位置保存処理ー水中文化遺産管理への段階的アプローチの適用  
ヴィッキー・リチャーズ(西オーストラリア博物館)
- アジアにおける西オーストラリア博物館の活動  
ジャーミー・グリーン(西オーストラリア博物館)
- 平成25年度委託事業の概要(事務局)

【平成 26 年度】

7月 14 日（金） 第 5 回水中遺跡調査検討委員会（九州国立博物館研修室）

○オランダにおける水中遺跡の保護の取組

マーティン・レネ・マンダース（オランダ政府海事プログラム局）

○九州国立博物館における史跡鷹島海底遺跡出土遺物の保存と活用（視察）

10月 17 日（金）～29 日（月） 鹿児島県宇検村倉木崎海底遺跡の調査・実験

**※10/18～20 に委員会による倉木崎海底遺跡の視察**

11月 14 日（金） 第 6 回水中遺跡調査検討委員会（九州国立博物館研修室）

○デンマーク・スウェーデンにおける水中遺跡保護の視察について（事務局）

○鹿児島県宇検村所在倉木崎海底遺跡における調査・実験について（事務局）

○水中無人探査機による調査報告（事務局）

○九州国立博物館における高精細撮影による水中遺跡の展示手法（視察）

1月 30 日（金） 第 7 回水中遺跡調査検討委員会（文化庁第 2 会議室）

○デンマークにおける水中遺跡の保護の取組

ヨーエン・デンカー（ヴァイキング・シップ博物館）

○デンマークにおける水中遺跡の保護の手法

デイビッド・グレゴリー（デンマーク国立博物館）

【平成 27 年度】

5月 29 日（金） 第 8 回水中遺跡調査検討委員会（文化庁第 2 会議場）

○韓国における水中遺跡の保護の取組 文 煥哲（韓国国立海洋文化財研究所）

○水中遺跡に関する行政実務上の整理 御堂島正（大正大学）

○『中間まとめ』の概要と章立て説明（事務局）

10月 1～10 日 福岡県新宮町相島海底遺跡の調査・実験

**※10/8 に委員会による相島海底遺跡の視察**

10月 9 日（金） 第 9 回水中遺跡調査検討委員会（九州国立博物館研修室）

○フランス・アメリカにおける水中遺跡保護の視察について（事務局）

○ヴァレッタ条約について（事務局）

○『中間まとめ』の検討（事務局）

10月 20～27 日 沖縄県多良間村ファン・ヴォッセ号の調査・実験

1月 21・22 日 第 1 回水中遺跡調査検討委員会協力者会議（文化庁特別会議室）

2月 26 日（金） 第 10 回水中遺跡調査検討委員会（文化庁特別会議室）

○『中間まとめ』の検討

3月 25 日 『中間まとめ』の公表

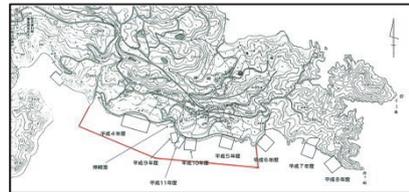
## 資料 2

### 2 これまでの国内の水中遺跡保護に関する取組事例

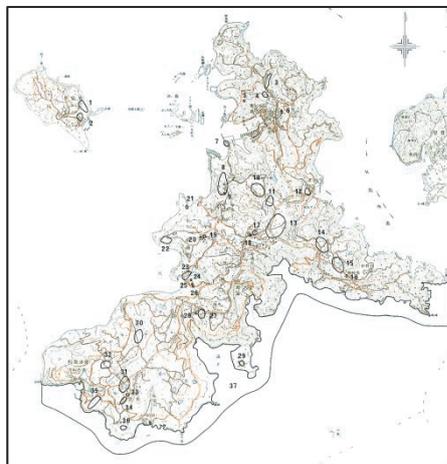
史跡鷹島神崎遺跡（長崎県松浦市） .....	20
開陽丸（北海道江差町） .....	21
粟津湖底遺跡（滋賀県大津市） .....	22
沖縄沿岸地域遺跡（沖縄県） .....	23

# たかしまこうざき 史跡 鷹島神崎遺跡

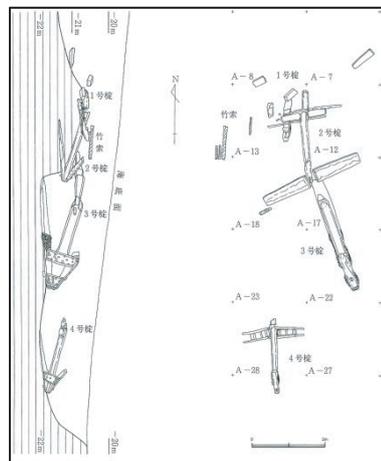
- 【所在地】 長崎県松浦市（平成 17 年 12 月 31 日まで鷹島町）
- 【調査主体】 茂在寅男（東海大学）、西谷正（九州大学）、池田榮史（琉球大学）、松浦市教育委員会
- 【調査年度】 茂在寅男：昭和 55～57 年度、西谷正：平成元～3 年度、池田榮史：平成 18～27 年度、松浦市教育委員会：平成 4～17 年度
- 【予算措置】 個人 3 名は科学研究費、松浦市教育委員会は松浦市単費及び文化庁補助金
- 【報告書】 松浦市教育委員会『松浦市鷹島海底遺跡-総集編-』（平成 23 年）他多数
- 【遺跡概要】 文永 11（1274）年と弘安 4（1281）年の 2 度にわたる蒙古襲来のうち、弘安 4 年の襲来では伊万里湾に集結した元軍 14 万人、軍船 4,400 艘が暴風雨により壊滅的な打撃を受け、多くの軍船が沈没したとされている。このうち鷹島の周辺海域では、かねてより漁師等により元軍関連遺物が海底より引揚げられるかあるいは海岸線で採取され、特に、神崎地区沖ではそれが著しかった。
- 【調査内容】 調査は昭和 55 年度の茂在寅男を最初とし、昭和 57 年度には埋蔵文化財包蔵地「鷹島海底遺跡」として周知され、昭和 58 年度には床波地区では離岸防波堤建設工事に伴う緊急発掘調査が松浦市教育委員会（旧鷹島町教育委員会）によって実施された。緊急発掘調査はその後も断続的に行われる中、平成 4 年度からは神崎地区を中心に範囲確認調査を平成 4～11 年度までは単費で、平成 12～17 年度は国庫補助事業として実施している。これらの調査成果を踏まえ、平成 23 年 3 月には総括報告書を刊行し、平成 24 年 3 月には、遺物の集中的な広がり確認された神崎地区の南北（海岸から）200m、東西 1.5 km の範囲が鷹島神崎遺跡として史跡に指定された。



史跡鷹島神崎遺跡指定範囲（赤線）



鷹島海底遺跡の範囲(37)



礎出土状況

かい よう まる  
開 陽 丸

【所在地】 北海道江差町

【調査主体】 江差町教育委員会

【調査年度】 昭和 50～59 年度

【予算措置】 港外（A 地区）は文化庁補助金、港湾計画区域（B 地区）は北海道による原因者負担。

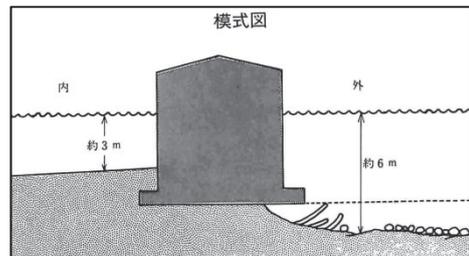
【報告書】 江差町教育委員会・開陽丸引揚促進期成会『開陽丸 海底遺跡の発掘調査報告 I』（昭和 57 年）

【遺跡概要】 開陽丸は、箱館戦争の最中の明治元年（1868）11 月 15 日、江差港沖にて荒天により座礁沈没した榎本武陽が率いる旧幕府海軍旗艦。旧幕府がオランダに発注した大砲 26 砲を備える当時としては世界最新鋭の軍艦。

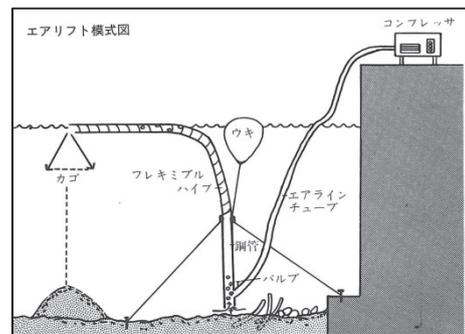
【調査内容】 港湾拡張工事に伴う防波堤の建設に際して遺跡の存在を確認。昭和 49 年度の荒木伸介の潜水調査により範囲が確定し、同年、港外 600 m<sup>2</sup>、港内 2,000 m<sup>2</sup>を周知の埋蔵文化財包蔵地とする。昭和 50 年度からの発掘調査により、32,905 点の遺物のすべてを引揚げ、現地に遺存する船体の一部を 18×12m の範囲でフナクイムシ対策として、銅網による被覆を行い現在まで保護を図っている。遺物は武器類・船体船具類・生活用品の 3 種類からなり、その保存処理は、東京文化財研究所・奈良文化財研究所・江差高校科学クラブの協力を得て実施。現在は江差港に近接した開陽丸青少年センターにて展示・保管している。



開陽丸調査地点



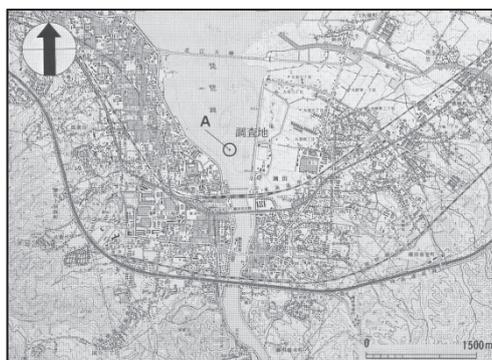
開陽丸調査地点断面模式図



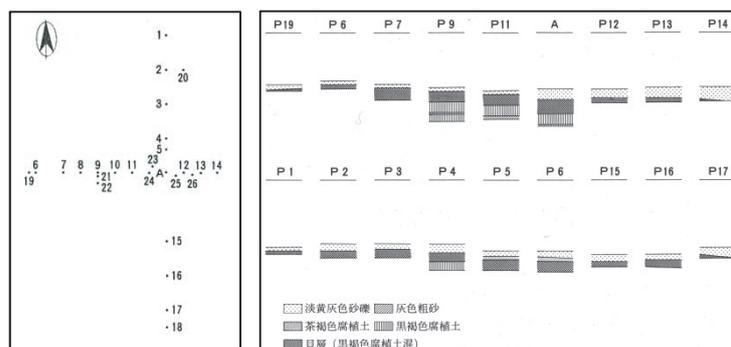
開陽丸調査方法模式図

# あわづこてい 粟津湖底遺跡

- 【所在地】 滋賀県大津市
- 【調査主体】 文化庁（財団法人京都市埋蔵文化財研究所に委託）
- 【調査年度】 昭和 55 年度
- 【予算措置】 文化庁
- 【報告書】 文化庁『遺跡確認法の調査研究昭和 55 年度実施報告－水中遺跡の調査－』
- 【遺跡概要】 琵琶湖の南端、瀬田川河口付近の水面下 2m に所在する（水面海拔 84m）。昭和 27 年に藤岡謙二郎によって発見され、縄文時代前・中期の土器が出土する貝塚であることが確認されたことから、近辺の石山貝塚や滋賀里遺跡との関連性が注目されていた。
- 【調査内容】 陸地からの三角測量による位置の確認と基準点の設置後、潜水による人力掘削と掘削排土をエアリフトポンプで吸い上げる作業を行い、遺跡（貝塚）の範囲及び基本土層の確認、遺物の採集を中心に進めた。その結果、貝塚からは土器・石器のほか動物遺存体が出土し、貝層の下位には植物遺存体を大量に含む黒褐色腐食土層（低湿地）が貝層よりも広範囲に及ぶことが確認された。  
 なお、本調査は、文化庁が昭和 54 年度から実施した水中遺跡・砂地遺跡・都市周辺軽石堆積地・沖積低地等に関する「遺跡保存方法の検討」で対象となったものである。



粟津遺跡調査地点



調査地点（左）および土層断面模（右）





資料 3

3 委託事業「水中遺跡の保存活用に関する調査研究」

(1)	調査研究の概要 .....	26
(2)	国内調査の概要 .....	27
	倉木崎海底遺跡（鹿児島県宇検村）	
	相島海底遺跡（福岡県新宮町）	
	ファン・ボッセ号沈没地点（沖縄県多良間村）	
(3)	国外調査の概要 .....	30
	オランダ、イギリス、デンマーク、スウェーデン、	
	フランス、アメリカ、オーストラリア、韓国	

## (1) 調査研究の概要 (平成25~27年度)

平成25年度より標記の公募事業を各年度で実施した。文化庁が示した仕様書について提出された企画提案書を毎年審査し、平成25~27年度は九州国立博物館に事業を委託した。事業は、海洋開発研究機構・琉球大学・東海大学・各地方公共団体等の協力を得て実施された。

### 1 国内の状況調査事業

平成12年度の文化庁による地方公共団体へのアンケートを集計分析。その中で沈船が確認された遺跡や調査を実施した遺跡について、現地を訪問し関係者と面談や資料収集を実施。

25年度 長崎県松浦市(史跡鷹島神崎遺跡)、鹿児島県宇検村(倉木崎海底遺跡)

26年度 北海道江差町(開陽丸)、北海道上ノ国町(漁港遺跡)、沖縄県多良間村(沈没船)

27年度 和歌山県串本町(オスマントルコ帝国軍戦艦エルトゥールル号)、神奈川県鎌倉市(史跡和賀江嶋)

### 2 海外の水中遺跡の取り組み調査事業

海外の水中遺跡保護機関を訪問し、水中遺跡の保護に関する法制度・体制・調査・保存・活用の現状と課題について面談調査。併せて専門家を招聘し協議を実施。

25年度 [調査] 韓国・中国・オーストラリア・ベトナム・イギリス・オランダ・タイ

[招聘] 西オーストラリア海事博物館

26年度 [調査] デンマーク・スウェーデン

[招聘] オランダ文化庁・デンマーク国立博物館

27年度 [調査] アメリカ・韓国 [招聘] 韓国国立海洋文化財研究所

### 3 水中遺跡の調査手法の検討事業

探査手法を確立するために、実際に機器類を用いた各種の実証実験を実施。

25年度 長崎県松浦市史跡鷹島神崎遺跡

26年度 鹿児島県宇検村倉木崎海底遺跡

27年度 福岡県新宮町相島海底遺跡・沖縄県多良間村ファン・ボッセ号沈没地点

### 4 地方公共団体等が行う調査・保存・活用(展示)に関する支援事業

水中遺跡の遺物の展示手法の検討及び、鷹島海底遺跡の取組についての支援等

- ・鷹島海底遺跡出土「てつはう」の透明液晶展示ケース制作及び上映コンテンツ作成
- ・伊万里湾海底地形DEM(立体地形図)の作成及びビューワーの開発
- ・鷹島海底遺跡出土資料のCTスキャナー等による科学的調査
- ・超高精細8Kカメラによる水中遺跡の撮影実験(倉木崎海底遺跡)
- ・水中展示の情報収集(北海道江差町開陽丸青少年センター展示、沖縄県立博物館特別展示、宮城県石巻市慶長使節船ミュージアム展示)
- ・地方公共団体が行う水中遺跡保護の円滑化に必要な支援について国際的視点による情報収集

## (2) 国内調査の概要

### くらきざき 倉木崎海底遺跡 (鹿児島県宇検村)

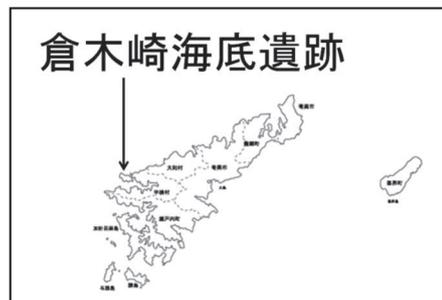
**調査期間** 平成 26 年 10 月 17～28 日

**調査目的** 近年の水中探査技術の向上と諸外国における水中遺跡調査への応用を勘案し、特にこれまで日本で実践例がない海洋磁気探査の評価を目的とした調査を、倉木崎海底遺跡において実施した。一方で倉木崎海底遺跡には珊瑚が群生していることから、その保全の観点において水中遺跡調査の困難さが予想された。サイドスキャン

・ソナー、サブボトム・プロファイラ、磁気探査に代表される非破壊事前調査法による遺跡の実態解明が、このような環境下で有効であるかを確認した。

**調査概要** 当該遺跡は宇検村の焼内湾口の枝手久島北側海峡に位置し、多数の中国陶磁器片が水深 1～4m の海底およそ 300x100m の範囲に散乱することが確認されている。確認調査は宇検村教育委員会が主体となり、青山学院大学の協力を得て平成 7～10 年度の 4 年間にわたって実施した。その結果、中国浙江省龍泉窯系及び福建省同安窯系の青磁と白磁を含む 12 世紀後半から 13 世紀前半の中国南宋時代の陶磁器約 2,300 点が確認されている。遺物の様相は博多遺跡群や中世交易船の積荷との関連性を示し、積荷の投棄や船が座礁した可能性があることが指摘されている。

**調査成果** 磁気探査機や水中金属探査機を用いて、海底面あるいは海底面下の船体及び積荷に関する鉄製や非鉄製遺物の調査を行ったが、明確な反応は得られなかった。サイドスキャン・ソナーにより、枝手久島北側海峡の西側（東シナ海側）と東側（焼内湾）の深度が深い場所の海底面の調査を実施した。サブボトム・プロファイラでは、海峡浅瀬海底面下の異常反応検出し、浅海用の地層探査装置としての有効性が明らかになった。無人探査機による海底の目視調査や、超高精細映像 (8K) による水中遺跡の撮影を実施した。



倉木崎海底遺跡の位置



海底で発見された中国陶磁器

あいのしま  
相島海底遺跡（福岡県新宮町）

調査期間 平成 27 年 10 月 1～9 日

調査目的 新宮町相島は、古くから博多湾と日本各地を結ぶ海上交通の要所として知られ、島の北東部には史跡相島積石塚群が存在し、また、朝鮮通信使の有待邸も設けられていた。相島沖では漁師により時折遺物が引揚げられており、なかでも「朝鮮瓦」と漁師の間で呼ばれる遺物が発見されている。特に、平成 9 年に福岡市博物館に持ち込まれた「**警固**」銘の文字瓦は、**斜ヶ浦瓦窯**址（福岡市西区）に同範瓦と平安宮跡に出土例があるのみで、貴重

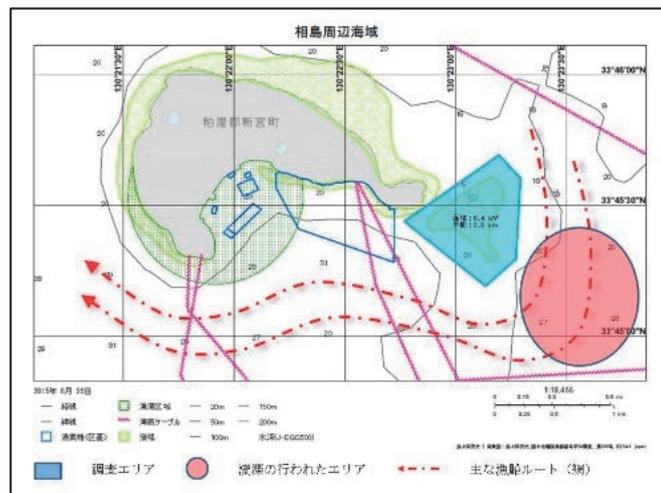


相島海底遺跡の位置

な考古学資料として注目された。平安宮跡における警固銘瓦の分布は朝堂院に集中しており、貞観 18 (876) 年の焼失・再建の際に運ばれたと想定すると、相島で発見された警固銘瓦は九州から平安宮に運ばれる途中で沈没した船に積まれていた可能性が指摘される。そこで、発見者からの通報を基に、水中探査機器を用いて遺跡を確認するための諸条件（探査技術・人員・調査期間等）を検討することを目的に調査を実施した。

調査概要 マルチビーム測深機を使用し、鼻栗瀬（めがね岩）周辺（1×0.5km）の海底地形図を作成した。作成された海底地形図をもとに、異常反応地点、相島住民からの情報、アジア水中考古学研究所の調査の結果を踏まえ、およそ 10 カ所に無人探査機を投入し、海底の様子と遺物の有無の確認作業を行なった。その際、瓦が数枚発見されたためサブボトム・プロファイラを使用し、瓦の集中するエリアを中心に海底地層断面図を作成した。

調査成果 海底地形図を作成した結果、鼻栗瀬を中心に 30～40m 離れると水深 20m で砂地が続く地形に変わることが判明した。突起物や塊のある異常点を中心に無人探査機による海底調査を行った結果、瓦の散布地点を発見した。発見者からの通報を基に瓦の分布範囲を推定し、周辺の海底地形図を作成して、異常反応地点を中心に無人探査機によって海底調査を行うなど、水中探査機器を用いることによって効率的に遺跡を確認することができた。



相島海底遺跡調査状況

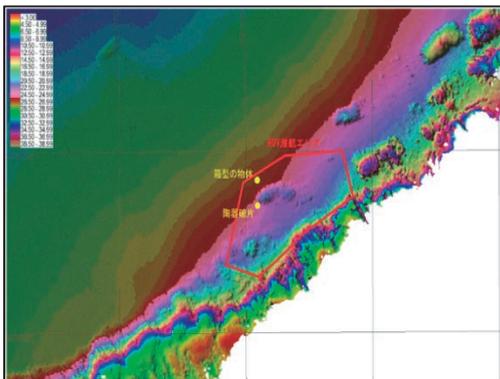
## ファン・ボッセ号沈没地点（沖縄県多良間村）

調査期間 平成 27 年 10 月 23～ 30 日

調査目的 沖縄県多良間島の高田海岸沖はオランダ商船遭難の地として知られ、海岸や海底に陶磁器等の遺物が発見されることはあるが、これまで本格的な水中遺跡の探査が行われたことがなかった。近年の文献史料の研究により、この船は安政 4（1857）年に座礁・沈没したオランダ商船ファン・ボッセ号であることが判明した。この度、マルチビーム測深機による海底地形図の作成、無人探査機による海底の目視確認、サブボトム・プロファイラによる海底面下の堆積層の確認作業を行った。今回得られたデータをもとに、今後の遺跡の更なる調査、最終的には遺跡の活用に向けての取組を計画的に進めたい。

調査概要 海岸に沿って約 1km、リーフの際から沖に向かって 0.5km の範囲の海底地形図をマルチビーム測深機を使用して作製した。水深は 6～38m となる。リーフの外側は、主に砂地である数力所に岩やサンゴなどが露出している。地元ダイバーによる情報を基に、遺物が集中するエリアを中心に無人探査機による目視確認作業を行った。海底面に壺の一部や播り鉢の破片のほか、金属製の箱が確認された。この遺物の集中するエリア（海岸に沿って 200m、リーフから沖に 150m）の海底の堆積を調査するため、サブボトム・プロファイラを使用した。特徴的な堆積構造はなく 80cm 程荒い砂が堆積していると考えられる。今回の探査では、残念ながら堆積層中に人工物を示す大きな反応を得ることはできなかった。

調査成果 当該地域は台風による波や大潮による海流等が安定した環境ではないため、有機物はわずかにしか残っていないと考えられる。また、海岸にも遺物が多いため、積み荷等はほとんどバラバラに散逸したと考えられる。大きな遺物は見つかっていないが、バラスト等の砂に埋もれて未発見の可能性もある。遺跡の範囲はそれほど広くはないと考えられるが、遺物の多くは大きな岩等に接して遺存している印象を受ける。



高田海岸沖調査範囲（1 x 0.5km）



水中で発見された金属製の箱（ROV により撮影）

### (3) 国外調査の概要

#### イギリス

イギリスはイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド4地域各々に遺跡・文化財を所管する組織が存在し、水中遺跡の管理方法が異なるが、イングランドについては以下のとおりである。1973年制定の沈没船保護法は、歴史的、考古学的、芸術的重要性を持つ沈没船に係る海底あるいは沈没地点の保護範囲の指定を各地域の権限ある省庁に義務付けた。古代記念物・考古学地区法では、紀元前500年から20世紀までの沈没船が指定対象となる。国家遺産法では、同省外郭団体イングリッシュ・ヘリテージが指定の沈没船遺跡の保全管理を担い、水中遺跡の対応指針を策定している。イギリス海軍船籍沈没船は1986年制定の軍事遺産保護法によって保護される。沿岸・海洋開発計画時の指定外水中遺跡への対応や開発事業者への指導・監督は、海洋管理機構や王室不動産管理機関等が関連諸官庁と協力して行う。発掘調査は民間会社のほかに、船舶考古学学会（NAS）等の非営利学術団体も長く活動している。サウサンプトン大学はじめ6つの大学が海事考古学専門プログラムを有する。1985年引揚げのヘンリー8世の旗艦メアリー・ローズ号は王室顧問の財団による保存処理終了後、2013年に公開された。

**把握・周知** 国登録の歴史環境データベース上、イングランド所在の水中遺跡は約37,000カ所とされ、このうち約6,000カ所を沈没船遺跡が占める。沈没船保護法での指定件数はイングランド47カ所、イギリス全体では62カ所である。データベースには、沈没船船体、航空機、遺物散布地、潮間帯遺跡等が含まれる。データベースは民間調査会社や開発業者と共有される。

**開発対応** 沿岸・海洋開発に際しては、事前調査が義務づけられ、詳細な計画提示が必要である。水中発掘調査は民間の発掘会社等が対応している。周知の水中遺跡に対して現状変更を行う場合、許可申請を行い、指示内容には「立会」「非破壊調査」「表面採集」「発掘調査」の4区分がある。件数内訳は立会や非破壊調査は年間2,000件以上で、発掘調査は年間数件程度である。この他、法的強制力はないが、プロトコル（協定・実施要項）やモデル・クローズ（開発業者のための規範文書）の周知により、開発事業者や漁業関係者に遺跡発見時の報告協力を求めている。



メアリーローズ博物館（外観）



メアリーローズ博物館 子供向けの展示（ゲーム）

## オランダ

オランダでは水中文化遺産全般に対する関心はかねてより高かったが、水中遺跡保護に関してはフランス等に比べて取組は遅く、本格的な対応は1980年代以降、急激に進みつつある。教育・文化・科学省の下部組織である文化遺産庁(RCE)が文化財行政の中央組織として存在しており、国の指針、国指定史跡の管理、科学研究費による調査、国際協力研究等を担当し、調査標準の作成や報告書のアーカイブなどはRCEが管理している。ただし、遺跡の管理は原則として地方公共団体が取扱う。

法律上は陸上・水中の遺跡の区別はなく、同等な対応が求められている。したがって、大学で水中遺跡に特化したプログラムはなく、水中遺跡保護を特殊な分野として捉えない状況がある。水中遺跡は現地保存を原則としており、水中遺跡のモニタリングに関する国際プロジェクト等にも積極的に取り組んでいる。特に、かつてのオランダ東インド会社関連遺物は国有財産と位置付けることで、それらが発見された国々との歴史的な相互理解を目的に、オランダとの共同プロジェクトが近年盛んに行われており、さまざまな調査が各国で展開している。

**把握・周知** 遺物や遺跡を発見した場合にはそれぞれの地方公共団体に報告の義務があり、その後、RCEへと報告され遺跡台帳に記載される。遺跡台帳は公開されていないが、RCEが指定した民間の発掘会社や研究者等は閲覧することができる。現在、陸上・水中を含め国指定史跡は約60,000カ所あり、そのうち、考古遺跡は約1,500カ所、水中遺跡は6カ所ある。

**開発対応** 民間・公的機関に関係なく開発事業に伴い事前調査が義務付けられており、実際の調査は民間の発掘会社に委託して行う。調査標準の遵守が強く求められ、指定された業者のみが発掘調査を行うことができる。調査標準としては、事前調査(文献史料や周辺の景観)、保存処理(開発事業者の負担は収蔵庫に遺物を納品するまでに限り、その後の収蔵は地方公共団体の負担)、2年以内の報告書作成等が義務付けられている。陸上の発掘調査を行う民間会社は30社ほどあるが、そのうち3~4社が水中遺跡の発掘調査も行うことができる。



オランダ海事博物館

(天井が海図を意識したデザインとなっている)



オランダ海事博物館(有田焼の展示)

## デンマーク

水中遺跡への関心の芽生えは、1958～1962年にロスキルダ・フィヨルドで発見・発掘調査されたヴァイキング時代（10世紀頃）の5艘の沈没船に起因する。デンマークでは博物館が遺物の管理と展示を行う施設であると同時に、遺跡管理の役割も担う。現在、国立博物館とヴァイキングシップ博物館を含む計6館で領海を分割し、水中遺跡を管理している。それぞれの館に最低一人は水中で発掘調査を行える職員を配置しているが、水中業務を専属的に行っているのはヴァイキングシップ博物館のみである。

国立博物館が開発したPEG（ポリエチレングリコール）と真空凍結乾燥法を使用した木材の保存処理は、長い間ヨーロッパにおける保存処理のスタンダードとなっている。ユーロ圏の国際研究、特に、バルト海諸国間の連携が強く、これらについてはデンマークが現地保存・モニタリング研究の主導的立場にある。南デンマーク大学に水中考古学のプログラムがあるが、自国の生徒より他国からの生徒の割合が高い。

**把握・周知** 法律の上では、陸上・水中の遺跡の区別はない。遺跡の保護は100年経過を基準とし、遺物は国の所有となる。ただし、歴史的に重要な遺物（戦争遺跡など）は年代に関係なく保護対象となる。遺物の不時発見は国立博物館に報告する義務がある。遺跡のデータベースは国が管理しており、インターネットからアクセス可能。水中遺跡候補地（遺物を引揚げた地点・文献資料による沈没記録等）は約20,000カ所ある。これまで約2,000カ所の新石器時代の水没遺跡と約2,000カ所の沈没船の調査が行われてきた。

**開発対応** 開発事業の際には博物館に工事計画を提出し、事前調査は原因者が民間の探査会社を選んで調査し、博物館員がそのデータをチェックする。遺跡が発見された場合は、民間の発掘会社、もしくは博物館が発掘調査を受託するケースもあり、民間の発掘会社には調査標準の遵守が求められる。事前調査、発掘調査、保存処理まで費用は原因者負担となっているが、その後の管理、再処理や展示は国とそれぞれの博物館の責任となる。



ヴァイキングシップ博物館 展示風景



デンマーク国立博物館・保存処理センター  
(PEGによる木材の処理を行っている)

## スウェーデン

スウェーデンでは、1628年の進水直後に沈没した王室の軍艦ヴァーサ号が極めて著名である。ストックホルム湾の水中環境により、船体はほぼ完全な形で残っていた。ヴァーサ号は国の貴重な遺産として位置付けられ、保存に関する費用の大部分を王室が負担した。30年を費やし同船の保存には莫大な労力と費用がかかったことから「ヴァーサ号はスウェーデンにとって、今後沈没船を引揚げないことの象徴」といわれる一方で、PEGを使用した船体保存は木製遺物の保存処理に多大な科学的知見をもたらした。また、ヴァーサ博物館の年間入館者数120万人は、海事関係の博物館としては世界有数である。近年は、沈没船や遺物をいかに引揚げずに管理し、国民にその情報を還元するかといった方法についての研究が活発である。

遺跡の管理は、陸上と水中の区別なく地方公共団体が主体となっている。形式上、史跡指定は国が行うが、指定地の管理や開発対応はすべて地方公共団体が行う。水中遺跡に関しても同様で、国立海事博物館が取扱いに関する助言は行うが、実際の管理は地方公共団体が行っている。なかには、地方公共団体で独自の予算と組織を組んで、継続的に発掘調査を行っている例も存在する。

**把握・周知** 遺物が単体で発見されても保護の対象外であるが、周知の遺跡から半径200m以内で発見された遺物は単体であっても保護の対象となる。不時発見は、地方公共団体や博物館等への届出が義務付けられている。沈没船の保護は100年経過を基準とし、水中遺跡数はそれらを含め約3,000カ所が確認されており、その情報は地方公共団体と国立海洋博物館が管理している。

**開発対応** 周知の遺跡での開発事業に際し、事業者は陸上・水中に関係なく地方公共団体に許可を申請し、地方公共団体の判断により事前調査を行う。発掘調査や遺物の保存処理に要する費用は原因者負担となる。発掘調査は地方公共団体が指定する民間発掘会社、博物館、国の機関等が行う。およそ40組織が発掘調査を行っており、博物館だけで23館ある。このうち数社は、水中遺跡の発掘調査にも対応している。国内に保存処理施設はあるが、国外の業者への委託も行っている。発掘調査から1年以内に保存処理を完了させることと、保存処理のプランなしに引揚げは行えない体制が整えられている。



ヴァーサ博物館 船内の様子



ヴァーサ博物館 保存処理を行った遺物（船大工道具など）

## フランス

フランスはスクーバ・ダイビング発祥の地として著名であり、水中考古学の歴史も長い。1966年に設立された文化遺産庁の組織（水中考古学研究所：DRASSM）が水中遺跡全般の管理を統括している。DRASSMの年間予算は約350万ユーロ（このうち文化遺産庁から90万ユーロ、他はEUからの研究予算等）であり、職員37名中、15人が潜水士の資格を有している。また、最新鋭の専用調査船アンドレマルロー号も保有している。排他的経済水域を含む外洋はすべてDRASSMが調査を行うなど、国を中心とした管理体制が敷かれている。引揚げ遺物は、各地の博物館等で保存処理を行っており、国内の複数の博物館で遺物を展示している。水中遺跡で発見された遺物はDRASSMが管理している。

DRASSMではエクス・マルセイユ大学の修士課程院生8人を受け入れ、歴史学・保存科学・潜水訓練等の2年間コースの講義を専用船を使って実施している。ブルネイ、ガボン、リビア、パキスタン、台湾等、他国への技術提供を行うとともに、現在14カ国と交流事業を行っている。また、インターポールと協力してトレジャーハンター対策にも積極的に取り組んでいる。なお、フランスには日本のような史跡指定の制度がなく、したがって、水中遺跡の指定史跡もない。

**把握・周知** 水中遺跡の発見者に報告を促すために、報奨金を支払っている（発見報告は年間50～80件だが、報奨金の支払いは年間1～10件）。個人の所有が確認できない遺物はすべて国の所有となる。2010年の時点で約5,800カ所の水中遺跡を確認しており、文献史料等からフランス全体で約20,000カ所の沈没船を含めた水中遺跡が存在していると考えられている。これまでに約1,500カ所以上の地点において潜水調査等が行われかなりの情報が蓄積されているが、水中遺跡のデータベースは基本的に公表していない。

**開発対応** 陸上・水中に関係なく工事面積に対して遺跡保護に関する税金が課せられ、事前調査の費用はすべてその中から支払われる。事前調査の結果を基に、原因者に対して中立的な立場の機関等が、発掘調査の可否を決める。発掘調査の費用は原因者が負担する。外洋における調査はすべてDRASSMが行うが、沿岸部の場合、DRASSMの許可を得た上で、他の機関や民間の発掘会社が調査を担当することができる。



専用船アンドレマルロー号と DRASSM



船内での大学院生の講義風景

## アメリカ

1966年の国家歴史保全法の制定により、政府機関が主導、許認可、監督する事業・開発行為等の歴史的文化財への影響への対応が義務付けられた。2016年現在、内務省国立公園局・海洋エネルギー局、商務省海洋大気庁に水中遺跡を取扱う部署が設けられている。合衆国海軍下の部局は、建国期を含め海軍に帰属する沈没船及び自国領海に沈む他国の軍船の調査や保護義務を負う。連邦政府下には水中遺跡を取扱う専門部署は無く（遺跡保護を所管する中央機関が存在しない）、上述の各機関が個別対応あるいは連携して、歴史的文化財とされる水中遺跡の対応にあたる。海洋大気庁の国立海洋保護区法に代表されるように関連法で水中遺跡が保護される事例があるほか、タイタニック号のように沈没船が個別に保護される事例がある。この他、メリーランド州やフロリダ州に代表される州政府には、水中遺跡を取扱う専門部署が設けられている。イーストキャロライナ大学やテキサス A&M 大学に代表される複数の国内大学機関で、水中考古学関連の教育プログラムにより研究や人材育成を行っている。

**把握・周知** 陸上の地区、建築物、遺跡と同様に、国家指定歴史地区あるいは国家登録文化財と指定された水中遺跡については、所管の機関に対応義務が生じる。指定にあたっては歴史的価値（50年経過）等が考慮される。沈没船、港湾施設、水没遺跡等は申請、登録の後に保護対象となる。政府機関と州政府が各管轄域に所在する水中遺跡のデータベースを管理する（遺跡数は数万件とされるが原則非公開）。州によって報告義務規定や管理体制は異なる。

**開発対応** 各機関の該当する法律や内規により、開発対応は異なるが、開発事業に先立ち磁気探査や音波探査による事前探査が義務付けられており、これらは主に委託事業として実施する。調査標準には、達成目標や具体的な手法、報告書刊行等の必要事項が明記されている。開発予定地に水中遺跡があった場合、多くは計画変更して現状保存するが、やむを得ず発掘調査を行う場合は保存処理も含めて原因者負担となる。なお、実際の発掘調査は、民間の発掘会社、大学、管轄機関の専門部署、州の水中考古学担当者等が実施する。



テキサス A&M 大学保存処理ラボ 大型凍結乾燥機



ブロック博物館 ベル号の展示の様子

## オーストラリア

連邦政府と7つの州・準州政府に遺跡保護を所管する機関があり、水中遺跡を取扱う海事考古学部門が設けられている。各州法と連邦法上、内水域と連邦管轄海域を含むすべての水域が水中遺跡保護の対象となる。シドニー湾内で発見された旧日本海軍の小型特殊潜航艇は、最初に NSW 州法の適用を受けて保護された。州機関は独立性が担保され、管轄域内の遺跡保護と管理に対応する一方で、大規模な保存処理・発掘調査事業が行われる際には、州間の連携で対応する事例がある。州機関に加えて、オーストロネシアン海事考古学会などの非営利学術団体やフリンダース大学等の組織が研究活動を担い、水中遺跡の現地（原位置）保存等の科学的な検証が進められている。沈没船をダイビングスポットとして積極的に公開し、海底での説明板の設置等、広く国民の関心を高めるための活動も行っている。

オーストラリア政府管轄海域には、オランダ東インド会社沈没船等の自国以外の沈没船が所在する。1972年にオランダとオーストラリアによって設置されたオランダ船籍沈没船に関する委員会では、関連遺物の所有権や管理権について二国間で合意がなされ、領海内にある外国船籍沈没船の取扱いに関する先駆的事例として注目される。

**把握・周知** 連邦政府環境省と州政府との連携の下に、歴史的価値の高い沈没船遺跡とその関連遺物の保護・管理・活用に責任を負い、包括的保護に取り組んでいる。史跡沈没船法により、沈没から75年を経過した船舶は自動的に史跡指定される。史跡沈没船に関しては、連邦政府と各州において台帳整備・管理が行われ、国家史跡沈没船データベースとしてオンライン上で公開されている。オーストラリアには約7,300艘の沈没船があるとされ、このうち14%が特定されているとされる。西オーストラリア州では史跡沈没船以外の水中遺跡の保護と管理も州法によって義務付けられているほか、それ以外の州では関連文化財法が適用される。

**開発対応** 特定の史跡沈没船については、海域への立入りや停錨制限措置を設ける。指定の史跡沈没船での違法行為・無許可侵入には、罰則規定が設けられている。指定遺跡付近での開発行為については、各州機関への事業計画の報告義務があり、海事考古学部門は遺跡への影響についての評価を実施する。



西オーストラリア海事博物館 バタヴィア号の展示



西オーストラリア海事博物館

(引揚げで保存処理を施したエンジンの一部)

## 韓国

韓国の水中考古学は、中世に東福寺（京都府）の発注により、中国から日本へ向かう途中で沈没した中国・元時代の商船が、1976年に全羅南道の新安沖で発見されたことによって始まった。この沈没船の発掘調査と引揚げは当初は海軍が、その後は国立文化財研究所が担当した。韓国では陸上・水中とも遺跡の取扱いは国が所管しており、地方公共団体には調査組織等は存在せず、開発事業に際して発掘調査が必要になった場合は、民間の発掘会社に委託している。現在、水中遺跡の調査と管理は木浦にある国立海洋文化財研究所が行っている。

韓国ではこれまで、約20件の発掘調査や引揚げ調査が行われ、船体の保存処理と展示等はすべて国立海洋文化財研究所が実施してきた。研究所内の発掘調査課には30名の職員（嘱託を含む）が配置され、独自の調査船も所有している。これまでは引揚げ中心の調査が行われてきたが、近年は現地保存や海底での活用も検討を始めている。また、国際交流も盛んで、例えば西オーストラリア博物館とPEG処理に代わる木材の保存方法の共同研究や、フィリピン国立博物館の水中考古学チームと共同調査を行っている。非営利団体等の小規模な組織はあるものの、専門で水中考古学に取り組んでいる大学はなく、研究も国が主体で推進している。

**把握・周知** 遺物を発見した場合、7日以内に警察への報告義務がある。遺物発見の報告を受け、遺跡の存在の可能性が高い場合は国立海洋文化財研究所が年10件ほど探査（地表調査）を行っている。水中遺跡の発見を促すため漁師等に対して広報活動を行い、遺物発見の報告には報償金が支払われるが、同時に未報告に対する罰則規定も法律に明記されている。遺跡地図などデータベースは公開されていない。

**開発対応** 海上の場合、工事面積が15万㎡以上の場合には事前探査が原因者負担で義務として課せられる。探査や遺跡の確認作業の後、発掘調査を行うかの決定は文化財庁が行う。発掘調査費用は開発事業者が負担することが法律に明記されているが、地方公共団体から補助金を受けることができる。探査に関しては非営利団体が行った例もある。



建造中の水中遺跡専用調査船（2013.8）



国立海洋文化財研究所での新安沈没船の展示風景



#### 4 水中遺跡の調査方法

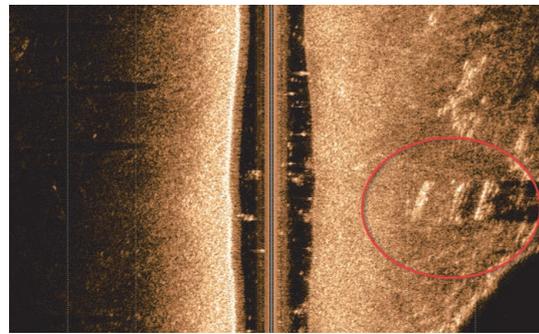
サイドスキャン・ソナー（音波探査機） .....	40
マルチビーム測深機 .....	41
磁気探査機 .....	41
サムボトム・プロファイラ（表層調査機） .....	42
無人探査機（水中ロボット） .....	42

## 水中遺跡の調査方法

水中遺跡の調査に用いる機材は多岐にわたるが、水中遺跡を把握するための探査に関しては、使用する機材は限られる。調査担当者がそれぞれの機材に精通する必要はないが、より効率の良い探査を行うには調査目的に即した機材を使用する必要がある。それぞれの機材はその原理・特性により様々な特徴があり、多くの場合、複数の機材を併用することになる。探査海域や海底地質構造（砂地や岩地）、探査対象物（金属製品があるか主に有機物か）、対象となる遺跡が海底面に露出しているか埋蔵しているかなどの条件によって、使用する機材が異なる。

- 1 サイドスキャン・ソナー（音波探査機）音波の反射強度から海底面の状況を確認する
- 2 マルチビーム測深機 多数の音波ビームを使用して海底地形図を作成する
- 3 磁気探査機 磁気（鉄・陶磁器）の磁力線を探知する
- 4 サブボトム・プロファイラ（表層調査機）音波を利用し海底の堆積層の調査する
- 5 無人探査機（水中ロボット） カメラなどを搭載して海底を直接目視・観察する

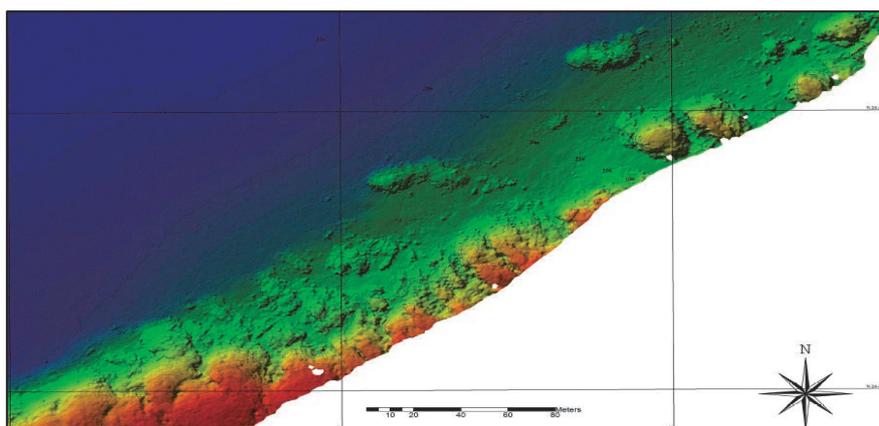
1 サイドスキャン・ソナー 送受波器から団扇のような形状の音波（音響パルス）を発信し、海底の凹凸や障害物（海底面等）から反射する音波が戻ってくる時間や強度の微妙な違いから音響画像（ソノグラム）を生成、海底面を2次元で映し出す装置である。海底から突き出た部分や固い物質からは音を強く反射し、逆にその後ろは音波の影（音波が届かない部分）になるがこの影の長さから物体の大きさを読み取る。音波の反射を利用しているため、海底面（音波を反射する障害物）より下（先）は見ることができない。海上の船の舷側に固定するか、曳航して使用する。近年では軽量化が進み、市販のノートパソコン等にUSBで接続して使用できる機材もあり、特に大きな設備や船を必要としない。魚群探知機のような手軽さがあり、使用に際しても専門知識やトレーニングも他の機器ほど必要としない。その反面、得られた画像は海況（船の揺れなど）に左右され、また、海底での正確な位置の記録は難しい。データはいわば海底面のモザイク写真であり、立体的に何が写っているかを判断するには経験が必要となる。なお、複雑な海底地形では構造物と自然地形の判別が難しい。



小型のサイドスキャン・ソナー(左)および得られた画像データ(右)

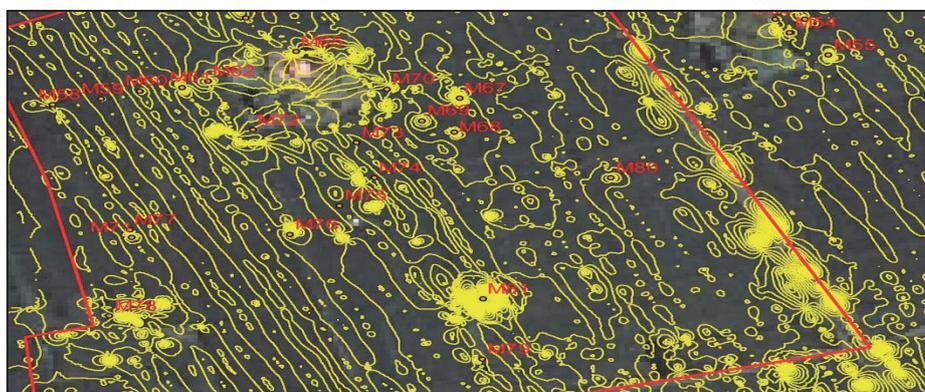
(画像を判別するにはデータを見慣れておく必要がある)

2 マルチビーム測深機 サイドスキャン・ソナーは海底を面として 2 次元に映し出すのに対し、マルチビーム測深機は海底を 3 次元で表現する。基本的な原理はサイドスキャン・ソナーと同じだが、多数（数十～数百本）の細い音波ビームを発信し、その反射時間と音速から水深値を取得し、デジタルデータとして保存する。海底面の鳥瞰図や、地形をモデル化することも可能である。海上の船の舷側に設置して使用するが、高度な GPS、モーションセンサー等を使用し、船の位置と傾きなどを正確に把握する必要があるため、機材の使用に際しては専門家を要する。そのため、運用費は他の水中探査機器に比べて高くなる。なお、サイドスキャン・ソナーと同じく、海底面の下に埋もれた構造物は音波が貫通しないため見ることはできない。



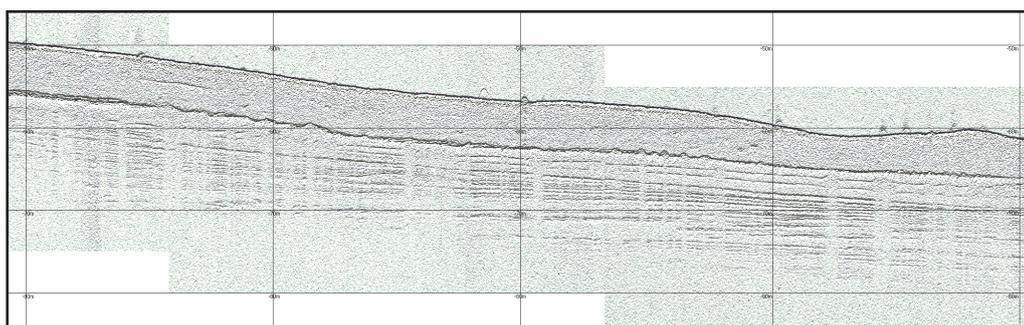
マルチビーム測深機で作成した海底地形図

3 磁気探査機 磁力線の方向や強さを検出する機器で、船尾から曳航して使用する。サイドスキャン・ソナー等と併用することが多い。主に鉄製品を積んだ船（大砲等）、船の鉄釘、陶磁器が固まって堆積している場合にも反応し、遺物が地中に埋蔵していても検出は可能。磁気反応の違いにより等磁（力）線図を作成し、遺物（遺跡）の可能性のある場所を特定する。近・現代の沈没船の捜索には最も効果的であるが、磁気反応が何であるかを特定するには、別の探査機器で確認するか、発掘調査する必要がある。陸上の調査でも使用されることが多く、原理はまったく同じである。



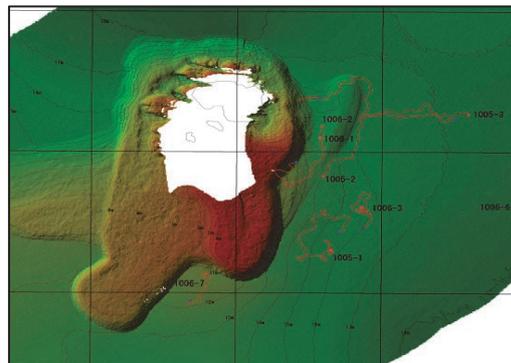
磁気探査のデータ表示の一例(等磁線)

4 サブボトム・プロファイラ 海底面を貫通する低周波の音波パルスを海底に向けて照射し、堆積層や遺物（遺跡）の密度の違いによる反射強度を計測する。海上の船の舷側に設置して使用する。線（断面）で計測するため、沈没船を直接発見するよりは、調査エリアの海底面下の状況を知るために使用されることが多い。堆積層の特性によっては使用できない場合もあり、また、複雑な地形の探査には不向きである。陸上の調査で使用される地中レーダーとほぼ同様の原理である。鉄製品を有しない遺跡を探すには現在のところサブボトム・プロファイラのみである。遺物の確認には発掘調査が必要となり、また、データの解析には専門家を必要とする場合が多い。



サブボトム・プロファイラのデータ(海底面下に堆積層の違いを判別することができる)

5 無人探査機 カメラ等を取り付けた無人の遠隔操作ロボット。水中ではラジオ波（ラジコン）が使用できないため、船の上からケーブルで繋がれており、モニターを見ながら操作を行う。ダイバーの代わりとなり水中の様子を撮影する。近年では自律型探査機にマルチビーム測深機等を設置し探査を行うこともあるが、費用も高くまだ一般的ではない。遺物引揚げのアームを装備している探査機等も調査目的により様々な対応が可能である。別名「ROV」(Remotely Operated Vehicle)とも呼ばれる。カメラの使用は透明度の比較的良好な海域に限られ、また、流れが強い場合は探査機がコントロールできない場合もある。しかし、深度が大きい場合や長時間作業が必要な場合ではダイバーに危険が伴うため、潜水調査に代わる機器としては極めて有効である。



無人探査機(左)とその軌跡(右)

(各種探査機材を有効に使うことで、水中の位置を正確に記録することができる)

5 関係資料

(1) 「文化財保護法」(抜粋) .....	44
(2) 「文化財保護法の一部改正について」(抜粋) .....	47
昭和29年6月22日付け文委企第50号 各都道府県教育委員会教育長あて文化財保護委員会事務局長通知	
(3) 「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」 .....	49
平成10年9月29日付け庁保記第75号 各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知	
(4) 「水中文化遺産の保護に関する条約」(仮翻訳・抜粋) .....	61
(5) 『遺跡保存方法の検討－水中遺跡－』(抜粋) .....	73
(6) 『埋蔵文化財関係統計資料』(抜粋) .....	97

## (1) 文化財保護法（抜粋）

（昭和25年5月30日法律第214号）

最終改正：平成23年5月2日法律第37号

### 第6章 埋蔵文化財

#### （調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

**第92条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

#### （土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

**第93条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

#### （国の機関等が行う発掘に関する特例）

**第94条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、

埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第2項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

#### （埋蔵文化財包蔵地の周知）

**第95条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

#### （遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

**第96条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、

あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にならなければならない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。
- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第2項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第2項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第2項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

- 第97条** 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
  - 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
  - 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
  - 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による発掘の施行)

**第98条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条（同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。）及び第41条の規定を準用する。

#### (地方公共団体による発掘の施行)

**第99条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

#### (返還又は通知等)

**第100条** 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法（平成18年法律第73号）第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第1項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

#### (提出)

**第101条** 遺失物法第4条第1項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会（当該土地

が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

#### (鑑査)

**第102条** 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めたときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めたときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

#### (引渡し)

**第103条** 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

#### (国庫帰属及び報償金)

**第104条** 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

#### (都道府県帰属及び報償金)

**第105条** 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財（前条第1項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

- 2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。
- 3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。
- 4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴

えにおいては、都道府県を被告とする。

#### (譲与等)

**第106条** 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。
- 3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

**第107条** 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

- 2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から控除するものとする。

#### (遺失物法の適用)

**第108条** 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

## (2) 文化財保護法の一部改正について（抜粋）

文委企第50号

昭和29年6月22日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化財保護委員会事務局長

### 文化財保護法の一部改正について

昭和29年5月29日法律第131号をもって文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、7月1日から施行されることとなりました。このたびの改正は、昭和25年8月文化財保護法（以下「法」という）施行後3年有半の同法の運用の経験にかんがみ、その規定を整備したものでありますが、その主要な点は、次の通りであります。

- 一 重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと。
- 二 無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備強化したこと。
- 三 民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立したこと。
- 四 異議申立の制度等史跡名勝天然記念物等の保護と所有権等の財産権及び他の公益との調整に関する規定を設けたこと。
- 五 史跡名勝天然記念物等の無断現状変更等に対し、現状回復命令の制度を設けるとともに、刑罰を課しうるものとしたこと。

以上のようにこのたびの改正は、基本的な事項の改正を含みその他法全体にわたる改正を行ったものもありますので、その実施運用に当たっては、別記事項をご参照の上、遺憾のないよう御配慮下さい。

なお、このたびの法改正に伴う所要の委員会規則については、追って制度改廃の上通達する予定であります。

記

(略)

### 第5 埋蔵文化財関係

1 埋蔵文化財については、従来有形文化財の章中に規定されていたのであるが、今回の改正において、民俗資料を有形文化財から切り離して規定したことに伴い、埋蔵物である「文化財」には当然有形文化財のみならず、民俗資料も含まれることとなるほか、貝塚、

住居跡等の記念物もこれに含まれると解すべきであるから、今回、埋蔵文化財に関する規定は、独立した一章として、第四章に規定したこと。

註（１）埋蔵文化財に関する章は、右の趣旨から明らかなように、むしろ、史跡名勝天然記念物に関する章の次に規定するのが適当であると考えられるのであるが、改正上の技術的制限もあって、今回は独立した一章として、民俗資料に関する章の次に規定することに止めたのである。

註（２）従来埋蔵文化財とは、地下、水底その他の人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいうものとされ、法第 57 条は、この埋蔵物である有形文化財を発掘しようとする場合の届出義務を規定したものと解されていたのであるが、発掘の対象となるのは土地であって埋蔵文化財は調査の対象なのであり、住居跡、寺跡等も埋蔵文化財である。そして、この調査の結果発見された動産である文化財については、遺失物法に基づく事後手続が行われるものと解するのが適当であると考えます。このことについては、以下の改正点の説明を参照されたい。

（以下、略）

### (3) 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

庁保記第 75 号

平成 10 年 9 月 29 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長

#### 埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について (通知)

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成 6 年 7 月の規制緩和に関する閣議決定、平成 7 年 11 月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成 6 年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成 9 年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成 10 年 6 月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いします。

本通知により、昭和 56 年 7 月 24 日付け庁保記第 17 号、昭和 60 年 12 月 20 日付け庁保記第 102 号、平成 5 年 11 月 19 日付け庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成 8 年 10 月 1 日付けの庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

## 1 基本的事項

### (1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

### (2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

### (3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

### (4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

### (5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

### (6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

## 2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

### (1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担

当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

## **(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実**

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

## **(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実**

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差違を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないよう配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の作り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑

な実施を図ることとされたい。

#### **(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣**

(2)、(3)で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るためには、各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を出向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

1 都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村の専門職員の出向・派遣、市町村間の専門職員の出向・派遣の調整等に努める必要があること。

2 地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の出向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。

3 当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後も必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

#### **(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方**

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会は、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることができる。

#### **(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入**

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

##### **(ア) 発掘調査に関連する各種の業務について**

排土・測量・写真撮影等の発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

##### **(イ) 発掘調査について**

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制

では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派遣その他の支援によっても対応することができない場合に限って、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うことは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

1 導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。

2 民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

### 3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。なお、公共事業の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化により努めていただきたい。

#### (1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を相当する部局との間の連携を強化し、各部局に係る開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

1 事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

2 事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分了知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。

3 埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生かさないよう努めること。

4 調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。

5 事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

#### (3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

1 試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の

性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。

2 作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努めること。

3 事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

#### 4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」（以下「報告書」という。）の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

##### (1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において、一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

##### 1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

- 1 おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。
- 2 近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。
- 3 近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

##### 2) 埋蔵文化財として扱う範囲の一基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所作する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報量等を副次的要素とすること。

##### (2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把

握することができる市町村教育委員会が行うこと。ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所存・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握. を目的として行う分布調査、試掘. 確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によつて把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が、関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

### **(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底**

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配布等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとするとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側・文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

## **5 試掘・確認調査について**

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構. 遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査(地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋

蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査)、確認調査(埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査)を行うことが必要である。各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中にも的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

## 6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

### (1) 記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容が状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

### (2) 記録保有のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見(試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあつては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見)を聞き、調整の上決定することが適切である。また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

### **(3) 盛土等とその留意事項**

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であっても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施行後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し、盛土等の施行以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

## **7 発掘調査の経費等について**

### **(1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠**

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第 57 条の 2 第 2 項による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について」（昭和 56 年 2 月 7 日付け庁保記第 11 号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

### **(2) 事業者に負担を求める発掘調査経費の範囲等**

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費（機械器具の借損料、立入補償費等を含む。）、出土文化財の整理等に要する経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）、報告書作成費等である。なお、開発事業等の事業者に負担を求める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

### **(3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等**

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な

積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

## 8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

(1) 埋蔵文化財の保護については広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開、調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成9年8月13日付け庁保記第182号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用を努めることとされたい。

(2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

(別紙1)

### 発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

(1) 遺構の所在する場所にあたっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

(2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要がある。遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

(3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・

側溝等)は、地域性、遺構の残存状況(現在の市街地との重複等)、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報(古文書等の資料の有無)等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

(別紙2)

### 記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

#### (1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

1 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

2 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることは適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模(盛土の厚さ等)や保護層(工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層)の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

3 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施行後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

○道路等 次に挙げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

(ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等

(イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分

(ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道

(エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

○ダム・河川ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷の内の

低水路は発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○恒久的な盛土・埋立 盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとすること。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さの標準は2～3メートル程度が適当である。なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

○建築物 建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

## **(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方**

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

1 対象地域が狭小で通常が発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

2 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

## (4) 水中文化遺産の保護に関する条約（仮翻訳・抜粋）

国際連合教育科学文化機関の総会は、二千一年十月十五日から十一月三日までパリにおいてその第三十一回会期として会合し、水中文化遺産が人類の文化遺産の不可分の一部を成し、国民、国家及び共通の遺産に関する相互の関係の歴史において特に重要なものであることを認め、水中文化遺産の保護及び保存の重要性並びにそのためにすべての国家が負うべき責任を認識し、水中文化遺産に対する公衆の高まる関心及び公衆の評価に留意し、水中文化遺産の保護及び保存のための調査研究、情報及び教育の重要性を確信し、現地にある水中文化遺産への害を与えない責任のあるアクセスにより得られる教育上及びレクリエーション上の利益を享有する公衆の権利並びにこのような水中文化遺産についての周知、評価及び保護に資する公衆のための教育の価値を確信し、水中文化遺産が許可を得ていない活動により脅かされていること及びこのような活動を防ぐための一層強力な措置の必要性を認識し、適法な活動が水中文化遺産に付随的に与え得る悪影響に適切に対応する必要性を意識し、増大する水中文化遺産の商業的利用、特に水中文化遺産の売買、取得又は交換を目的として行われる一部の活動を深く憂慮し、水中文化遺産の発見及びこれへのアクセスを促進する先進技術が利用可能であることを認識し、国家、国際機関、学術機関、専門機関、考古学者、ダイバーその他の関係者及び公衆の間の協力が水中文化遺産の保護にとって不可欠であると信じ、水中文化遺産の調査、発掘及び保護には、特別な科学的方法を利用可能とし及び適用すること、適切な技術及び装備を利用すること並びに高度な職業上の専門化を行うことが必要であり、これらのすべてが統一的な管理基準の必要性を示していることを考慮し、文化財の不法な輸入、輸出及び所有権移転を禁止し及び防止する手段に関する条約（千九百七十年十一月十四日）、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（千九百七十二年十一月十六日）並びに海洋法に関する国際連合条約（千九百八十二年十二月十日）を含む国際法及び慣行に従って、水中文化遺産の保護及び保存に関する規則を法典化し、漸進的に発展させる必要性を認識し、水中文化遺産の現地保存又は科学上若しくは保護上の目的により必要な場合にはその慎重な回収のための国際的、地域的及び国内的にとられる措置の有効性を向上させることを約束し、総会の第二十九回会期において、この問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、この条約を二千一年十一月二日に採択する。

### 第一条 定義

この条約の適用上、

- 1 (a) 「水中文化遺産」とは、文化的、歴史的又は考古学的性質を有する人間の存在のすべての痕跡であって、その一部又は全部が定期的又は継続的に少なくとも百年間水中にあった次のものをいう。

- (i) 遺跡、構築物、建造物、人工物及び人間の遺骸<sup>がい</sup>で考古学的及び自然的背景を有するもの
  - (ii) 船舶、航空機その他の乗物若しくはその一部又はその貨物その他の積載物で考古学的及び自然的背景を有するもの
  - (iii) 先史学的性質を有する物
  - (b) 海底に設置されたパイプライン及び電線は、水中文化遺産とはみなされない。
  - (c) パイプライン及び電線以外の海底に設置された施設で現在も使用されているものは、水中文化遺産とはみなされない。
- 2 (a) 「締約国」とは、この条約に拘束されることに同意し、かつ、自国についてこの条約の効力が生じている国をいう。
- (b) この条約は、第二十六条2(b)に規定する地域であって、同条2(b)に定める条件に従ってこの条約の当事者となるものについて準用し、その限度において「締約国」というときは、当該地域を含む。
- 3 「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。
- 4 「事務局長」とは、ユネスコ事務局長をいう。
- 5 「深海底」とは、国の管轄権の及ぶ区域の境界の外の海底及びその下をいう。
- 6 「水中文化遺産を対象とする活動」とは、水中文化遺産を主要な目的とする活動であって、直接又は間接に、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与え得るものをいう。
- 7 「水中文化遺産に付随的に影響を与える活動」とは、水中文化遺産を主要な目的又は目的の一としない活動であって、水中文化遺産を物理的に害し得るもの又はこれに他の損傷を与え得るものをいう。
- 8 「国の船舶及び航空機」とは、軍艦又は国が所有し若しくは運航していた他の船舶若しくは航空機で沈没時に政府の非商業的目的にのみ使用していたものであって、このように識別されるもののうち、水中文化遺産の定義を満たすものをいう。
- 9 「規則」とは、第三十三条に規定する水中文化遺産を対象とする活動に関する規則をいう。

## 第二条 目的及び一般原則

- 1 この条約は、水中文化遺産の保護を確保し及び強化することを目的とする。
- 2 締約国は、水中文化遺産の保護について協力する。
- 3 締約国は、この条約に従い人類の利益のために水中文化遺産を保存する。
- 4 締約国は、水中文化遺産を保護するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用い、かつ、自国の能力に応じ、単独で又は適当なときは共同して、この条約及び国際法に適合するすべての必要かつ適当な措置をとる。
- 5 水中文化遺産の現地保存は、当該水中文化遺産を対象とするあらゆる活動を許可し又

は行う前の第一の選択肢とする。

- 6 回収された水中文化遺産は、その長期間の保存を確保する方法で、寄託され、保存され及び管理される。
- 7 水中文化遺産は、商業的に利用されてはならない。
- 8 この条約のいかなる規定も、国家の慣行及び海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に従い、主権免除に関する国際法及び国家の慣行の規則並びに国の船舶及び航空機に関する国家の権利を修正するものと解してはならない。
- 9 締約国は、海洋に存在するあらゆる人間の遺骸<sup>がい</sup>に対して適切な考慮が払われることを確保する。
- 10 現地にある水中文化遺産を観察し又は記録するための害を与えない責任のあるアクセスは、このようなアクセスが当該水中文化遺産の保護及び管理と両立しない場合を除くほか、当該水中文化遺産の周知、評価及び保護のために奨励される。
- 11 この条約に基づいて行われる行為又は活動は、国の主権又は管轄権に対する請求権について主張し、争い又は異議を唱えるための根拠となるものではない。

### 第三条 この条約と海洋法に関する国際連合条約との関係

この条約のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の下での国の権利、管轄権及び義務を害するものではない。この条約は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法の範囲内で及びこれらに合致するように、解釈され及び適用される。

### 第四条 引揚作業に関する法律及び発見拾得物に関する法律との関係

この条約が適用される水中文化遺産に関係するいかなる活動も、引揚作業に関する法律又は発見拾得物に関する法律の対象とはならない。ただし、次のすべての条件を満たす場合は、この限りでない。

- (a) 権限のある当局によって承認されること。
- (b) この条約に完全に適合すること。
- (c) 当該水中文化遺産の回収がその最大限の保護の達成を確保すること。

### 第五条 水中文化遺産に付随的に影響を与える活動

締約国は、水中文化遺産に付随的に影響を与える自国の管轄の下にある活動から生じ得る悪影響を防止し又は軽減するため、利用することができる実行可能な最善の手段を用いる。

### 第六条 二国間の、地域的なその他多数国間の協定

- 1 締約国は、水中文化遺産の保存のため、二国間の、地域的なその他多数国間の協定を締結し又は既存の協定を発展させることを奨励される。これらのすべての協定は、こ

の条約に完全に適合するものとし、この条約の普遍的な性格を弱めるものであってはならない。いずれの国も、これらの協定において、この条約において採用された規則よりも強力に水中文化遺産の保護を確保する規則及び規制を採用することができる。

- 2 1に規定する二国間の、地域的なその他多数国間の協定の当事国は、関係する水中文化遺産と実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国をこれらの協定に参加するよう招請することができる。
- 3 この条約は、その採択に先立って締結された他の二国間の、地域的なその他多数国間の協定に基づく沈没船舶の保護に関する締約国の権利及び義務、特にこの条約の目的に基づく権利及び義務を変更するものではない。

### **第七条 内水、群島水域及び領海の水中文化遺産**

- 1 締約国は、自国の主権の行使として、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする活動を規制し及び許可する排他的権利を有する。
- 2 締約国は、水中文化遺産の保護に関する他の国際協定及び国際法の規則の適用を妨げることなく、自国の内水、群島水域及び領海にある水中文化遺産を対象とする活動に規則が適用されることを要求する。
- 3 締約国は、自国の主権の行使として及び諸国間の一般慣行を認識して、国の船舶及び航空機を保護する最良の方法に関する協力のため、自国の群島水域及び領海内で識別することのできる国の船舶及び航空機の発見に関し、この条約の締約国である旗国及び適当な場合には実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に通報すべきである。

### **第八条 接続水域の水中文化遺産**

次条及び第十条の規定の適用を妨げることなく、また、これらの規定に加えて、並びに海洋法に関する国際連合条約第三百三条2の規定に従い、締約国は、その接続水域内の水中文化遺産を対象とする活動を規制し及び許可することができる。この場合において、締約国は、規則が適用されることを要求する。

### **第九条 排他的経済水域及び大陸棚における報告及び通報**

- 1 すべての締約国は、この条約に従い、排他的経済水域及び大陸棚にある水中文化遺産を保護する責任を有する。  
したがって、
  - (a) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が、自国の排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自国に報告するよう要求する。

- (b) 他の締約国の排他的経済水域又は大陸棚においては、次のいずれかの措置をとる。
- (i) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国及び当該他の締約国に報告するよう要求する。
- (ii) 締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶の船長が(a)の発見又は活動を自国に報告するよう要求するものとし、その報告が他のすべての締約国に迅速かつ効果的に伝達されることを確保する。
- 2 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、1(b)に基づく報告が伝達される方法を宣言する。
- 3 締約国は、1の規定に従って自国に報告された発見又は活動を事務局長に通報する。
- 4 事務局長は、3の規定に従って通報された情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようにする。
- 5 いずれの締約国も、自国の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国に対し、当該水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連に基づくものとする。

#### 第十条 排他的経済水域及び大陸棚における水中文化遺産の保護

- 1 排他的経済水域又は大陸棚に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。
- 2 自国の排他的経済水域又は大陸棚に水中文化遺産が存在する締約国は、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定する主権的権利又は管轄権への干渉を防止するため、当該水中文化遺産を対象とする活動を禁止し又は許可する権利を有する。
- 3 締約国の排他的経済水域又は大陸棚において、水中文化遺産の発見があった場合又は水中文化遺産を対象とする活動が行われようとしている場合には、当該締約国は、次のことを行う。
- (a) 前条5の規定に基づき水中文化遺産を保護する最良の方法についての関心を表明した他のすべての締約国と協議すること。
- (b) 「調整国」として(a)の協議を調整すること。ただし、当該締約国が調整国となることを希望しない旨を明示的に表明した場合には、前条5の規定に基づいて関心を表明した締約国が調整国を指名する。
- 4 調整国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとり又は必要な許可を与えることができる。ただし、水中文化遺産に対する切迫した危険（盗掘を含む。）を防止するために国際法に従ってとられるあらゆる実行可能な措置により当該水中文化遺産を保護するすべての締約国の義務を害しないものとする。このような措置をとる場合には、他の締

約国からの援助を要請することができる。

- 5 調整国は、次のことを行う。
  - (a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような措置を実施することに合意した場合を除く。
  - (b) 規則に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。
  - (c) 水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのために必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情報を速やかに利用することができるようにする。
- 6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、自己の利益のためではなく、締約国全体のために行動する。その行動は、それ自体では、海洋法に関する国際連合条約を含む国際法に規定されていない優先的な又は法律上の権利を主張するための根拠となるものではない。
- 7 国の船舶及び航空機を対象とする活動については、2及び4の規定が適用される場合を除くほか、旗国の同意及び調整国の協力なしに実施してはならない。

### **第十一条 深海底における報告及び通報**

- 1 締約国は、この条約及び海洋法に関する国際連合条約第百四十九条の規定に従い、深海底にある水中文化遺産を保護する責任を有する。したがって、締約国は、自国民又は自国を旗国とする船舶が深海底において水中文化遺産を発見した場合又は水中文化遺産を対象とする活動を行おうとしている場合には、当該自国民又は当該船舶の船長がこのような発見又は活動を自国に報告するよう要求する。
- 2 締約国は、自国に報告された1の発見又は活動を事務局長及び国際海底機構の事務局長に通報する。
- 3 事務局長は、締約国が提供した情報をすべての締約国が速やかに利用することができるようにする。
- 4 いずれの締約国も、事務局長に対し、水中文化遺産の効果的な保護を確保する方法に関して協議を受けることについての関心を表明することができる。その表明については、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払い、関係する水中文化遺産との実証可能な関連に基づくものとする。

### **第十二条 深海底における水中文化遺産の保護**

- 1 深海底に存在する水中文化遺産を対象とする活動については、この条の規定に従う場合を除くほか、いかなる許可も与えてはならない。
- 2 事務局長は、前条4の規定に基づいて関心を表明したすべての締約国に対し、水中文

化遺産を保護する最良の方法に関して協議し、及び「調整国」としてその協議を調整する締約国を指名するよう招請する。また、事務局長は、国際海底機構をその協議に参加するよう招請する。

- 3 すべての締約国は、水中文化遺産に対する切迫した危険（人の活動によるものかその他の原因によるものかを問わない。盗掘を含む。）を防止するため、必要な場合には協議の前に、この条約に従ってあらゆる実行可能な措置をとることができる。
- 4 調整国は、次のことを行う。
  - (a) 調整国を含む協議国が合意した保護措置を実施する。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような措置を実施することに合意した場合を除く。
  - (b) この条約に従って、(a)の合意した措置に必要なすべての許可を与える。ただし、調整国を含む協議国が、他の締約国がこのような許可を与えることに合意した場合を除く。
- 5 調整国は、水中文化遺産に関する必要な予備調査を実施することができるものとし、そのために必要なすべての許可を与え、その結果を速やかに事務局長に通報する。事務局長は、他の締約国がこのような情報を利用することができるようにする。
- 6 調整国は、この条の規定に従って協議を調整し、措置をとり、予備調査を実施し又は許可を与えるに当たり、人類全体の利益のために、すべての締約国のために行動する。関係する水中文化遺産に関しては、文化上、歴史上又は考古学上の起源を有する国の優先的な権利に特別の考慮を払う。
- 7 いかなる締約国も、旗国の同意なしに、深海底における国の船舶及び航空機を対象とした活動を実施し又は許可してはならない。

### 第十三条 主権免除

主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機で、通常の状態における運航を行っており、かつ、水中文化遺産を対象とする活動を行っていないものは、第九条から前条までの規定に基づく水中文化遺産の発見を報告する義務を負わない。ただし、締約国は、主権免除を享受し、かつ、非商業的目的のために運航する自国の軍艦その他の政府船舶又は軍用航空機の運航又は運航能力を阻害しないような適当な措置をとることにより、これらが合理的かつ実行可能である限り第九条から前条までの規定に従うことを確保する。

### 第十四条 領域への持込み、取引及び所有の規制

締約国は、回収がこの条約に違反する場合には、不法に輸出され又は回収された水中文化遺産の領域への持込み、取引又は所有を防止するための措置をとる。

## 第十五条 締約国の管轄の下にある区域の不使用

締約国は、水中文化遺産を対象とする活動でこの条約に適合しないものを支援することとなる自国の領域（海港を含む。）並びに自国の排他的管轄権又は管理の下にある人工島、施設及び構築物の使用を禁止するための措置をとる。

## 第十六条 国民及び船舶に関する措置

締約国は、自国民及び自国を旗国とする船舶が、この条約に適合しない方法で水中文化遺産を対象とする活動を行わないことを確保するため、あらゆる実行可能な措置をとる。

## 第十七条 制裁

- 1 各締約国は、この条約を実施するためにとった措置の違反行為に対して制裁を科する。
- 2 違反行為について適用する制裁は、この条約の遵守を確保する上で効果的であるために及び場所のいかんを問わず違反を防止するために十分に厳格なものとし、不法な活動を行った者から当該活動により生ずる利益を取り上げるものとする。
- 3 締約国は、この条の規定に基づいて科される制裁の実施を確保するために協力する。

## 第十八条 水中文化遺産の押収及び処分

- 1 各締約国は、この条約に適合しない方法で回収された領域内における水中文化遺産の押収について定める措置をとる。
- 2 各締約国は、この条約に基づいて押収された水中文化遺産を記録し及び保護し、並びにこれを安定したものとするためのあらゆる合理的な措置をとる。
- 3 各締約国は、この条約に基づいて行った水中文化遺産の押収につき、事務局長及び関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する他の国に対し、通報する。
- 4 水中文化遺産を押収した締約国は、その処分が公共の利益に合致することを確保する。この場合において、保存及び調査研究の必要性、分散した収集物を再び集める必要性、公開、展示及び教育の必要性並びに関係する水中文化遺産との実証可能な関連、特に文化的、歴史的又は考古学的関連を有する国の関心を考慮する。

## 第十九条 協力及び情報の共有

- 1 締約国は、この条約に基づく水中文化遺産の保護及び管理において相互に協力し及び援助する。実行可能な場合には、水中文化遺産の調査、発掘、記録、保存、研究及び公開においても協力する。
- 2 各締約国は、この条約の目的と両立する範囲において、水中文化遺産に関する情報（水中文化遺産の発見及び位置、この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産、関連する科学的方法及び技術並びに水中文化遺産に関する法

律上の進展に関するものを含む。)を他の締約国と共有することを約束する。

- 3 水中文化遺産の発見又は位置に関し締約国間で又はユネスコと締約国との間で共有された情報については、このような情報を公開することが当該水中文化遺産の保存を危うくし又は他の危険な状態にし得る場合に限り、これらの締約国の国内法令と両立する範囲において、秘密のものとして取り扱い、及びこれらの締約国の権限のある当局において保持する。
- 4 各締約国は、情報の普及（この条約その他の国際法に違反して発掘され又は回収された水中文化遺産に関するものを含む。実行可能な場合には、適切な国際的データベースを通ずるものとする。）のためのあらゆる実行可能な措置をとる。

## 第二十条 啓発

各締約国は、水中文化遺産の価値及び重要性並びにこの条約に基づいて水中文化遺産を保護することの重要性に関し、公衆の意識を向上させるためのあらゆる実行可能な措置をとる。

## 第二十一条 水中考古学に関する訓練

締約国は、水中考古学、水中文化遺産の保存のための技術及び合意された条件により、水中文化遺産に関する技術移転（合意された条件によるもの）における訓練の供与について協力する。

## 第二十二条 権限のある当局

- 1 締約国は、この条約の適切な実施を確保するため、水中文化遺産の目録の作成、保管及び更新、水中文化遺産の効果的な保護、保存、公開及び管理並びに調査研究及び教育について定めることを目的として、権限のある当局を設置し、又は適当な場合には既存の当局を強化する。
- 2 締約国は、水中文化遺産に関係する権限のある当局の名称及び所在地を事務局長に通報する。

## 第二十三条 締約国の会合

- 1 事務局長は、この条約の効力発生の後一年以内に、及びその後は少なくとも二年に一回、締約国の会合を招集する。締約国の過半数の要請により、事務局長は、締約国の特別会合を招集する。
- 2 締約国の会合は、その任務及び責任を決定する。
- 3 締約国の会合は、その手続規則を採択する。
- 4 締約国の会合は、衡平な地理的配分の原則及び性的に均衡がとれていることが望ましいことに妥当な考慮を払って、締約国が指名した専門家により構成される科学技術諮

問機関を設置することができる。

- 5 科学技術諮問機関は、規則の実施に関する科学的又は技術的性質を有する事項について締約国の会合を適切に支援する。

## 第二十四条 この条約に関する事務局

- 1 事務局長は、この条約に関する事務局の任務に責任を有する。
- 2 事務局の任務には、次のことを含む。
  - (a) 前条 1 に規定する締約国の会合を準備すること。
  - (b) 締約国の会合の決定を実施するに当たって締約国を支援すること。

## 第二十五条 紛争の平和的解決

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、誠実に交渉を行い、又は紛争当事国が選択するその他の平和的解決手段に従う。
- 2 1 の交渉によって合理的な期間内に紛争が解決されない場合には、紛争当事国間の合意により仲介をユネスコに付することができる。
- 3 仲介が行われない場合又は仲介によって解決が得られない場合には、この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争については、当該締約国が海洋法に関する国際連合条約の締約国であるかないかを問わず、同条約第十五部に規定する紛争解決に関する規定を準用する。
- 4 この条約の締約国及び海洋法に関する国際連合条約の締約国が同条約第二百八十七条の規定に従って選択する手続は、この条の規定に基づく紛争解決について適用する。ただし、当該締約国がこの条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、この条約から生ずる紛争の解決のために同条約第二百八十七条の規定に従って他の手続を選択する場合を除く。
- 5 この条約の締約国であって海洋法に関する国際連合条約の締約国でないものは、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条の規定に基づく紛争の解決のため、海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条 1 に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択する。同条の規定は、このような宣言及びこのような国が当事国となる紛争でその時において効力を有する宣言の対象とならないものについて適用する。調停又は仲裁については、このような国は、同条約附属書 V 及び附属書 VII の規定に従い、この条約から生ずる紛争の解決のため、同条約附属書 V 第二条及び附属書 VII 第二条に規定する名簿に記載される調停人及び仲裁人を指名することができる。

## 第二十六条 批准、受諾、承認又は加入

- 1 この条約は、ユネスコの加盟国により批准され、受諾され又は承認されなければならない

ない。

- 2 この条約は、次の者により加入されなければならない。
  - (a) ユネスコの加盟国でない国であって、国際連合加盟国又は国際連合及びその関連機関の専門機関若しくは国際原子力機関の加盟国並びに国際司法裁判所規程の当事国及びユネスコの総会がこの条約に加入することを招請するその他の国
  - (b) 完全な内政上の自治権を有し、国際連合によりこれを認められているが、国際連合総会決議第千五百十四号（第十五回会期）に基づく完全な独立を達成していない地域であって、この条約により規律される事項に関する権限（これらの事項に関して条約を締結する権限を含む。）を有するもの
- 3 批准書、受諾書、承認書又は加入書は、事務局長に寄託する。

### **第二十七条 効力発生**

この条約は、前条に規定する文書のうち二十番目の文書が寄託された日の後三箇月で、これらの文書を寄託した二十の国又は地域についてのみ効力を生ずる。その他の国又は地域については、当該国又は地域がその文書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。

### **第二十八条 内陸水域に関する宣言**

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し若しくはこれに加入する際に又はその後いつでも、海洋的性質を有しない内陸水域に規則を適用することを宣言することができる。

### **第二十九条 地理的範囲の制限**

いずれの国又は地域も、この条約を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する際に、この条約をその領土、内水、群島水域又は領海の特定の部分については適用しないことを寄託者に宣言することができるものとし、当該宣言においてその理由を特定する。このような国は、実行可能な範囲において及びできる限り速やかに、当該宣言において特定した地域についてこの条約を適用するための条件を促進するものとし、この目的を達成した場合には、当該宣言の全部又は一部を撤回する。

### **第三十条 留保**

この条約には、前条の規定を除くほか、留保を付することができない。

### **第三十一条 改正**

- 1 締約国は、事務局長にあてた書面による通報により、この条約の改正を提案することができる。事務局長は、当該通報をすべての締約国に送付する。当該通報の送付の日から六箇月以内に締約国の二分の一以上がその要請に好意的な回答を行った場合には、

事務局長は、その改正案を審議及び採択のために次の締約国の会合に提出する。

- 2 改正は、出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択される。
- 3 この条約の改正は、採択された後は、締約国により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。
- 4 改正は、締約国の三分の二が3の規定により批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した後三箇月で、当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入した締約国についてのみ効力を生ずる。その後当該改正を批准し、受諾し、承認し又はこれに加入する国又は地域については、当該改正は、当該国又は地域がその批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三箇月で効力を生ずる。
- 5 4の規定により改正が効力を生じた後にこの条約の締約国となる国又は地域は、別段の意思を表明しない限り、(a)改正された条約の締約国とされ、かつ、(b)改正によって拘束されない締約国との関係においては、改正されていない条約の締約国とされる。

### **第三十二条 廃棄**

- 1 締約国は、事務局長にあてた書面による通告を行うことによりこの条約を廃棄することができる。
- 2 廃棄は、一層遅い日が通告に明記されている場合を除くほか、その通告が受領された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- 3 廃棄は、この条約に定める義務であつてこの条約との関係を離れ国際法に基づいて負うものを締約国が履行する責務に何ら影響を及ぼすものではない。

### **第三十三条 規則**

この条約に附属する規則は、この条約の不可分の一部を成すものとし、別段の明示の定めがない限り、「この条約」というときは、規則を含めていうものとする。

### **第三十四条 国際連合への登録**

この条約は、事務局長の要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従って、国際連合事務局に登録する。

### **第三十五条 正文**

この条約は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成した。

## **附属書 水中文化遺産を対象とする活動に関する規則（割愛）**

(5) 『遺跡保存方法の検討—水中遺跡—』(抜粋)

# 遺跡保存方法の検討

—水中遺跡—

文化庁

## 序

本報告書は、平成元年度から3年度にかけて、文化庁が長崎県水中遺跡調査団に委託して実施した「遺跡保存方法の検討」の研究成果をまとめたものであります。

この「遺跡保存方法の検討」は、遺跡の把握が困難な条件下にある遺跡の保存方法等について、昭和54年度以降、山岳・山林地域の遺跡、砂地遺跡、低湿地遺跡などを対象に検討を進めてきたものです。このテーマでの調査研究は、水中遺跡に続き平成4年度と5年度に実施した試掘・確認調査の方法についての検討をもって終了し、現在は、平成6年10月に設置した「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」において、昨今の埋蔵文化財保護行政に関わる諸課題に適切に対応するための検討を進めているところです。

水中遺跡については、欧米では、沈没船の積荷等の収集を目的とする引き揚げがかなり横行しており、文化財保護の観点からの対策が課題となっております。日本では、水中遺跡の調査事例はまだ少なく、沈没船の引き揚げもこれまでのところ切実な問題とはなっておりませんが、今日の潜水技術の向上やダイバー人口の増大を背景に、いずれ同様の課題が生じることは十分に予想されることです。水中にある遺跡の把握をどう進めるのか、また埋蔵文化財として扱う範囲をどう考えるのか、実際上の保護方策はどうあるべきか、今後、引き続き検討する必要があると思われれます。

最後に、本書をまとめるにあたり、現地調査および検討会議に参加された調査員ほかの関係諸氏をはじめ、多大なる御援助と御協力をいただいた長崎県教員委員会と鷹島町教育委員会、アンケート調査に御協力いただいた全国の地方公共団体・関係機関に対して、深甚の謝意を表すものであります。

平成12年3月

文化庁文化財保護部記念物課長 惣脇宏

## 例 言

1. 本書は、文化庁が昭和54年度から継続してきた調査研究事業「遺跡保存方法の検討」の一環として、平成元年度から平成3年度の3カ年にわたり実施した調査研究「水中遺跡保存方法の検討」の報告書である。
2. 事業実施にあたっては、文化庁の委嘱による遺跡保存方法調査研究検討委員会をもうけるとともに、調査研究の具体の対象を長崎県鷹島沖の元寇関連遺跡とし、長崎県に事業を委託することとした。実際の調査研究にあたっては、水中遺跡調査団を組織した(10頁)。
3. 本書の執筆は、検討委員会の協議のもとに下記の者が分担してこれにあたり、編集を高野・松村が担当した。所属はいずれも当時のものである。

田川 肇 (長崎県文化課)	第1章1・2・3
荒木伸介 (平泉郷土館)	第2章1/第5章3・4
石原 渉 (日本習字連盟学芸員)	第2章2/第3章1~4/第5章2
林田憲三 (西南学院大学)	付載3
高野晋司 (長崎県文化課)	第4章1・3・4/第5章1
坂山利彦 (応用地質株式会社)	第4章2-(1)・(2)
松岡数充 (長崎大学) 竹村恵二 (京都大学)	第4章2-(3)
松村恵司 (文化庁記念物課)	第5章5

4. 本事業で実施した水中遺跡のアンケート調査に際して、各都道府県および市町村の教育委員会に、多大な御協力をいただいた。

付記. 調査研究の実施から本書の刊行までには時間を要し、この間に水中遺跡の調査事例も増えているところであるが、事業実施報告の性格から内容を増補することはしなかった。ただし、その後の鷹島の調査については、第4章4に紹介することとした。

# 本文目次

第1章 調査研究の目的と経過	
1. 調査に至る経緯	77
2. 調査の目的	77
3. 調査の経過と概要	78
第5章 日本の水中遺跡	
1. アンケート調査の内容と結果	81
2. 水中遺跡調査の現状	91
3. 水中遺跡調査の方法	92
4. 水中遺跡と文化財保護法	93
おわりに	95

# 第1章 調査研究の目的と経過

## 1. 調査に至る経緯

長崎県は、多くの半島と島嶼部からなり、複雑な沈水海岸地形を有するため、海岸線の総延長距離は北海道に次いで全国第2位を占める。このため古来から海との関わりは深く、海に関係した多くの遺跡が残されている。また大陸に最も近距離にあるという地理的条件のため、大陸や朝鮮半島との文化交渉を示す遺跡も多い。とくに対馬・壱岐は、古くから大陸文化受容の玄関口として栄え、また平戸島や五島列島は、遣隋使および遣唐使の航路、また日宋貿易の往来ルートに利用されるなど、大陸や朝鮮半島への海上交通に関係した遺跡が少なくない。これら海に関係した遺跡は、汀線際に、あるいは干潟に、そしてまた水底にといったように、様々な環境下に立地しており、県下に75箇所の多きを数える。なかでも元軍が壊滅した史実をもつ北松浦郡鷹島町<sup>たかしま</sup>所在の鷹島海底遺跡は、中世史上きわめて著名な事件に関わる水中遺跡であり、これまでに幾多の学術調査や緊急発掘調査が行われてきた。

文化庁では、昭和54年度から特殊な立地環境下に所在する遺跡を対象として、遺跡確認法の調査研究を実施してきており、昭和56年度からは「遺跡保存方法の検討」と名称を変え、山岳・山林地域の遺跡、砂地の遺跡、火山灰地の遺跡、低湿地の遺跡、軽石堆積地の遺跡など、様々な環境下にある遺跡の調査研究と保存方法の検討を進めてきた。

水中遺跡については、昭和55年に調査研究がなされた経緯があるが、近年のウォーターフロント開発や港湾施設の整備等により、遺跡が急速に破壊の危機に瀕している現状に鑑み、再度、水中遺跡の保存方法の検討を行うこととなった。

調査研究の実施については、文化庁文化財保護部記念物課から長崎県教育庁文化課に依頼があり、長崎県では部内協議の結果、文化庁の委嘱を受けて調査研究事業を実施することとした。

本事業を進めるに際して、文化庁の指導を受けて「長崎県水中遺跡調査団」を組織し、文化庁からの委嘱を受けた委員と本事業の対応を図った。

なお、調査研究のフィールドを鷹島海底遺跡としたため、調査団長は鷹島町長にお引き受け頂いた。また、経費については鷹島町に支出委任し、経理の労を執っていただくこととした。

また、本事業と同時に、九州大学の西谷正教授を研究代表者とする文部省科学研究費助成事業が同趣旨で並行実施されたことを追記しておく。

## 2. 調査の目的

近年の開発行為は、件数の急激な増加もさることながら、より大型化していく傾向にある。とりわけリゾート法の制定以降は、全国的にリゾート施設建設事業計画が目白押しとなり、海浜部

や湖・河岸に立地する遺跡や水中遺跡にもその影響が及びつつある。

開発事業と遺跡保護の円滑な調整を図るためには、あらかじめ文化財保護部局が遺跡の所在状況を可能な限り把握し、その周知化を図ることが前提となる。そのため遺跡地図の整備が全国的に推進されているが、その多くを表面観察に頼らざるをえない現状にあっては、遺跡地図の精度にも限界があり、開発事業者の十分な理解や協力をえることが難しい。そこで具体的な開発計画にともない、全国各地で様々な形態の試掘・確認調査が実施され、その成果が遺跡の取扱いを決める事前協議の資料として活用されている。より省力的な方法で最大の成果をあげるべく試掘・確認調査の方法が各地で検討され実施されているところである。

比較的障害が少ない陸上の遺跡の所在状況の把握に関しても、上記のような問題が存在するのに対して、「水」という厄介な媒体が介在する水中に位置する遺跡については、その所在確認や範囲・性格の把握作業には一層の困難が伴う。また、遺跡の所在が確認されても、それを保護するための方法、とくに遺跡・遺物の自然崩壊や劣化に関する基礎的データの蓄積の欠如に加え、発掘調査に関する技術的問題があり、調査経費に関する経済的問題も存在する。

本事業では、これらの困難な状況を打開するために、過去の研究成果や経験を踏まえ、より効率的で経済的な調査機器の応用を検討し、鷹島海底遺跡をフィールドにして実践的な調査研究を実施することとした。したがって今回の調査研究にあたっては、(1) 水中に位置する遺跡の所在確認調査方法の検討、(2) 全国に所在する水中遺跡に関する資料の収集と整理、(3) 検討のための委員会の開催、(4) 報告書の作成の4点を、重点的検討項目とした。

### 3. 調査の経過と概要

#### (1) 平成元年度の事業内容

平成元年度事業は、平成2年3月7日～3月10日にかけて、鷹島海底遺跡の確認調査を実施した。サイドスキャンソナーを使用し、干上鼻<sup>ひまがりばな</sup>から雷崎<sup>かみなりざき</sup>までの7.5km間の面的音響映像の撮影を行い、現地でその解析を行った。異常物体が撮影された3地点に関して、再撮影と潜水調査による視認調査を行うとともにビデオ撮影を実施した。沈没船の映像が撮影されたため、潜水調査によって船体を確認したが、沈没船は現代船であることが判明した。

元年度の調査では元寇に関係した沈没船や遺物の発見には至らなかったものの、海底地形の把握や遺物の探査に関して、サイドスキャンソナーの有効性を確認した。

3月9日に調査団による検討委員会を実施し、調査成果の集約を行うとともに、来年度の調査に向けて、使用機器や重点調査区域の検討を行った。

#### (2) 平成2年度の事業内容

平成2年度事業は、平成2年11月20日～24日と同月29・30日にかけて鷹島町において実施し、文部省科学研究費助成事業による研究調査と合同調査を行い、調査区<sup>とのうらこう</sup>を殿浦港<sup>うらがうら</sup>の浦下浦地区に

定して集中調査を行う。海域に100mグリッドを設定し、サイドスキャンソナーとボトムプロファイラーに加え、磁気探査による精査を行った。ボトムプロファイラーでは、湾内の3箇所に遺物包含層とみられる異常反応があった。また、磁気探査による反応地点の潜水確認調査を行ったが、確認できたのは近年の埋没品に限られた。さらに昨年度確認した沈没船の潜水調査を行い、ビデオ撮影と略測図の作成を行った。なお、ボトムプロファイラーの反応地点に対しては、町が単独事業で海底ボーリングによる地質調査を実施した。

11月30日に検討委員会を開催し、本年度の調査成果のまとめを行い、また海底ボーリング調査によるサンプリング資料とボトムプロファイラーのデータとの比較検討を行った。さらに全国の水中遺跡の所在状況を把握するため「全国水中遺跡の状況把握アンケート」を実施することになり、アンケートの内容について具体的に協議した。

### (3) 平成3年度の事業内容

平成3年度は、2年度中に発送し回答をえた「全国水中遺跡の状況把握アンケート」の結果について、整理作業を長崎県教育庁文化課で継続的に実施した。また平成3年11月21日に鷹島町において検討委員会を開催し、3ヶ年の調査研究成果のまとめと今後の課題について協議を行った。検討内容は、まず本事業実施以前の鷹島海底遺跡の調査成果の集約と遺物採集地点の把握作業、平成2年度の音波探査と磁気探査の成果と問題点の検討、浦下浦沖で鷹島町が実施したボーリング調査結果の報告、「全国水中遺跡所在状況調査アンケート」の集計結果の検討などである。また事業の終了報告に向けて、報告書の構成と内容および執筆分担を検討した。

## 遺跡保存方法調査研究検討委員会

田中 琢	奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター長
田辺 昭三	京都芸術短期大学教授
水野 正好	奈良大学文学部教授
荒木 伸介	平泉郷土館長（埼玉大学講師）
西谷 正	九州大学文学部教授
西村 康	奈良国立文化財研究所埋蔵文化財センター発掘技術研究室長
関 邦洋	日本海洋科学技術センター（平成元年度） 神奈川大学理学部助教授（平成2・3年度）
松岡 數充	長崎大学教養学部教授
宮本 正則	長崎県水中遺跡調査団長
須田 秀志	長崎県水中遺跡調査団副団長（平成元年度）
栗山 雅秀	長崎県水中遺跡調査団副団長（平成2・3年度）
田川 肇	長崎県水中遺跡調査団事務局長補佐
高野 晋司	長崎県水中遺跡調査団主任調査員
松村 恵司	文化庁文化財保護部記念物課

## 長崎県水中遺跡調査団

団 長	宮本 正則	鷹島町長
副 団 長	須田 秀志	長崎県教育庁文化課長（平成元年度）
	栗山 雅秀	長崎県教育庁文化課長（平成2・3年度）
事務局長	館谷 壽一	長崎県教育庁文化課総務課長補佐（平成元・2年度）
	中村 憲昭	長崎県教育庁文化課総務課長補佐（平成3年度）
事務局長補佐	田川 肇	長崎県教育庁文化課調査係長（副参事）
主任調査員	高野 晋司	長崎県教育庁文化課主任文化財保護主事
調 査 員	西谷 正	九州大学文学部教授
調 査 員	荒木 伸介	平泉郷土館長（埼玉大学講師）
調 査 員	石原 涉	日本習字連盟学芸員
調 査 員	林田 憲三	中村学園短期大学講師（平成元・2年度） 西南大学講師（平成3年度）
事務局員	吉永 賢一	長崎県教育庁文化課総務係長（副参事）（平成元年度）
	吉田 勝久	長崎県教育庁文化課総務係長（副参事）（平成2・3年度）
事務局員	金内 武久	鷹島町教育委員会事務局長

## 第5章 日本の水中遺跡

### 1. アンケート調査による日本の水中遺跡

#### (1) アンケート調査の内容

平成2年度の検討委員会で提議された「日本における水中遺跡」の所在地のアンケート調査について、第1次および第2次アンケートの結果を報告する。

第1次アンケートは、文化庁記念物課長の協力依頼文書を添えて、長崎県水中遺跡調査団から各都道府県の教育委員会を通じて依頼し、回答は全国3,245市町村の各担当部局から水中遺跡調査団（事務局：長崎県文化課）宛て返送してもらうこととした。

問1 貴市町村の海・川・湖沼・池等の水底に遺跡、遺物等の埋蔵文化財はありますか。またはそのような伝承がありますか。

1. ある 『海・河川・湖沼・池・井戸・伝承・その他（ ）』  
複数の場合その遺跡数（ ）

2. ない

問2 これまでに、そのような場所を調査されたことがありますか。

1. ある （ 年 月 ） 複数の場合その回数

2. ない

問3 これまでに引き揚げられた遺物等から推定される年代はいつですか。

1. 原始（ 旧石器・縄文・弥生・古墳 ）

2. 古代（ 飛鳥・奈良・平安 ）

3. 中世（ 鎌倉・室町 ）

4. 近世（ 江戸 ）

問4 そこはどのような遺跡と推定されますか。

1. 沈船

2. 祭祀

3. 集落などの包蔵地

4. 不明

この結果、2,356の市町村から回答があり、そのうち379の市町村から「水中遺跡あり」との報告を受けた。（第5表～第9表）

その内容は様々であったが、さらに詳しい内容の第2次アンケートを実施するにあたり、検討委員会で検討した結果、とくに水中遺跡の所在条件を整理することにした。すなわち、委嘱事業そのものの趣旨として、常時水中にあるため調査が困難である遺跡についての調査方法を検討することが重要な課題であるということから、すでに各地で調査の実績がある河川や井戸・池などの所在地は設問からはずしてよいのではないかというものであった。

したがって、以下のような第2次アンケートを作成し、「水中遺跡あり」との回答があった

問1 水底の遺跡、遺物の発見、伝承のある場所は。

1：海 2：湖沼

問2 その場所の地名があればお書きください。

県 郡 市 町村 字 番地

なし

遺跡名があればお書きください。

遺跡

恐れいますが、貴市町村の都市計画図などにその場所を×印で印し、もし範囲が広い場合は○で囲んで同封しお送りください。複数ある場合には印に番号を付し、地図の欄外に地名をお書きください。

問3 これまでに、その場所に潜水して調査したことがありますか。

1：ある 2：ない

問4 その場所の水深は（推定できれば）

1：0～5m 2：5～10m 3：10～20m  
4：20～30m 5：30m以上 6：不明

問5 その場所で検出された（推定される）遺構は

1：沈船 2：建築遺構 3：墓 4：井戸  
5：溝、塀 6：その他（ ）

その年代は

1：旧石器時代 2：縄文時代 3：弥生時代 4：古墳時代  
5：飛鳥・奈良時代 6：平安時代 7：鎌倉時代 8：室町時代  
9：安土・桃山時代 10：江戸時代 11：明治時代 12：不明

問6 これまでに引き揚げられた遺物がありますか。

1：ある 2：ない

その遺物の種類は

1：土器 2：陶磁器 3：金属器 4：木器  
5：石器 6：ガラス器 7：その他

その時代は

1：旧石器時代 2：縄文時代 3：弥生時代 4：古墳時代  
5：飛鳥・奈良時代 6：平安時代 7：鎌倉時代 8：室町時代  
9：安土・桃山時代 10：江戸時代 11：明治以降 12：不明

問7 今後、調査を行う予定がありますか。

1：ある 2：ない

あるとすればいつ頃ですか

平成 年 月 頃から 年計画で

調査の予定がない理由は

ご協力ありがとうございました。ご意見、ご希望がありましたらお書きください。

記入者 氏 名  
所 属  
住 所 〒  
電話番号

※回答は、一遺跡につき一枚ずつお願いします。

379の市町村のうち、海または湖沼に遺跡が存在するとの回答があった229の該当市町村に限定して実施することになった。

その結果、216の水底遺跡についてより詳細に知ることができた。この結果をもとに、日本の水底遺跡地名表を作成した（巻末付載1）。

## (2) アンケート調査の結果

全国の市町村を対象とした水中遺跡のアンケート調査により、以下の興味ある調査結果がもたらされた。

まず、第1次アンケートの「遺跡あり」との回答が、調査者の予想をはるかに下回ったことである。全国の都道府県のうち、海に面していない県はわずかに8県にすぎない。しかも残り39県は、長い海岸線をもつ所が多く、まして湖沼も設問の範疇に入るので、全国から膨大な数の水中遺跡が報告されるものと予測していた。しかし、結果的には無回答の市町村があつたり、明らかに水中遺跡の存在すると思われる水域を抱えていながらも回答のなかった市町村があるなど、調査者の期待に反する調査結果となった。

このような結果になった原因を推測すると、以下の二通りのケースが想定される。

①アンケートの設問の趣旨が十分に理解されなかった場合。

②回答者が管下の水中遺跡に関する情報を十分に把握していなかった場合。

①の場合は、質問者側にも責任の一端があると思われる。それは、設問の枠をはずれた遺跡であった場合には、どう回答したらよいかという問題である。例えば「湖沼」と簡単にいうが、湖と沼と池の違いは非常に曖昧である。例えば、『広辞苑』でこれら水界の違いを見てみると、  
《湖》周辺を陸地で囲まれ、直接、海と連絡のない静止した水塊。普通は中央部が沿岸植物の侵入を許さぬ程度の深度（5～10m以上）をもつもの。

《沼》湖の小さくて浅いもの。普通水深5m以下で泥土が多く、フサモ・クロモなどの沈水植物が繁茂する。

《池》地を掘って水を溜めた所。自然の土地のくぼみに水の溜まった所。

となっており、また辞書によっては、沼と池をほとんど同義と解釈し、説明しているものもある。したがって、沼と池の差はほとんどないといってよい。さらに池の概念には人造のイメージがあり、湖や沼は自然のイメージがあるようだ。しかし、最近ではダム建設の人造湖や、貯水池としての湖も造られているから、一概にはそう断言できない。

また地名となると、古くから使用されている〇〇池や、〇〇沼という呼称を無視するわけにはいかない。どんなに沼に近くとも、〇〇池という地名であれば、設問の《湖沼》からはどうしても外れてしまう。回答者側が迷うのも無理はない。

さらに水中遺跡の場合は、河口付近に遺跡が立地するケースが多い。物資の輸送や交易の便を重視すれば、当然、人々は古来から河口の利用頻度が多かったはずである。しかし、ここでも河口を河川の一部とみれば、当然のこととして設問から漏れるわけである。ただ、この河口を海と拡大解釈した市町村は、遺跡の存在を指摘してきている。

次に汀線付近の遺跡だが、これは全国に点在する。常時水面下だが、大潮の時には干上がるので、これを除いたという市町村も多かったはずである。こうした場合でも、水底遺跡との認識で回答してきた市町村もあるが。

これらの設問の解釈による判断の差は、今後、このような調査やアンケートを実施する際に、

第3表 水中遺跡アンケート回答状況

都道府県	市町村数	回答市町村数	水中遺跡所在市町村
北海道	212	152 ( 72%)	10 ( 5%)
青森	67	54 ( 80%)	9 ( 13%)
岩手	62	47 ( 75%)	3 ( 5%)
宮城	71	県回答 (100%)	0 ( 0%)
秋田	69	42 ( 60%)	3 ( 4%)
山形	44	40 ( 91%)	6 ( 14%)
福島	90	80 ( 89%)	8 ( 9%)
茨城	88	73 ( 83%)	8 ( 9%)
栃木	49	41 ( 84%)	3 ( 6%)
群馬	70	51 ( 88%)	7 ( 10%)
埼玉	92	81 ( 88%)	5 ( 5%)
千葉	80	59 ( 74%)	9 ( 11%)
東京	41	38 ( 93%)	9 ( 22%)
神奈川	37	34 ( 92%)	4 ( 11%)
新潟	112	93 ( 83%)	11 ( 10%)
富山	35	25 ( 71%)	3 ( 9%)
石川	41	38 ( 93%)	8 ( 20%)
福井	35	27 ( 77%)	2 ( 6%)
山梨	64	38 ( 60%)	4 ( 6%)
長野	121	94 ( 78%)	8 ( 7%)
岐阜	99	78 ( 79%)	6 ( 6%)
静岡	75	64 ( 84%)	16 ( 21%)
愛知	88	69 ( 78%)	10 ( 11%)
三重	69	54 ( 78%)	7 ( 10%)
滋賀	50	36 ( 72%)	19 ( 38%)
京都	44	34 ( 77%)	10 ( 23%)
大阪	44	38 ( 86%)	16 ( 36%)
兵庫	91	65 ( 71%)	16 ( 18%)
奈良	47	46 ( 98%)	5 ( 11%)
和歌山	50	41 ( 82%)	6 ( 12%)
鳥取	39	32 ( 82%)	6 ( 15%)
島根	59	40 ( 68%)	7 ( 12%)
岡山	78	58 ( 74%)	5 ( 6%)
広島	86	48 ( 56%)	5 ( 6%)
山口	56	49 ( 88%)	10 ( 18%)
徳島	50	46 ( 92%)	3 ( 6%)
香川	43	30 ( 70%)	9 ( 21%)
愛媛	70	県回答 (100%)	25 ( 36%)
高知	53	41 ( 77%)	5 ( 9%)
福岡	97	67 ( 69%)	13 ( 13%)
佐賀	49	36 ( 73%)	10 ( 20%)
長崎	79	67 ( 85%)	22 ( 28%)
熊本	98	68 ( 69%)	5 ( 5%)
大分	58	県回答 (100%)	10 ( 17%)
宮崎	44	32 ( 73%)	0 ( 0%)
鹿児島	96	77 ( 80%)	3 ( 3%)
沖縄	53	33 ( 60%)	10 ( 19%)
合計	3245	2555 ( 79%)	379 ( 12%)

大いに参考にすべきであろう。

②の場合であるが、担当者が陸上の開発事業にともなう調整や調査に追われ、そこまて手が回らない現実を反映している可能性が高い。しかし開発の波は、海浜地域にも押し寄せつつある。各種のリゾート開発はその先駆けであろう。埋蔵文化財の重要性は、陸上も水中も同じはずであり、水中遺跡の保存のためには、開発事業との調整が当然のことながら必要となる。

### (3) 水没原因からみた水中遺跡の分類

水中遺跡は存在形態が多様であり、どこまでをその範疇に入れるのか見解の分かれるところである。個々の研究者によってもとらえ方に差があり、未だに統一した見解はない。

水中遺跡が注目された最初の例は、第2章第2節に示すとおり、長野県諏訪湖の曾根遺跡であり、遺跡の性格をめぐる論争は、杭上住居跡説(坪井正五郎)と遺跡陥没説・岬沈没説(神保小虎ほか)に分かれて真っ向から対立した。遺跡の性格を検証するということは、すなわち遺跡の水没した原因を探ることに通ずる。したがって杭上住居説ならば、湖面の上で営まれた生活空間から、その時代に使用された用具が湖面に転落し散布した、いわゆる遺物散布地ということになる。

一方、遺跡自体の陥没や、遺跡周辺の地盤が沈下したというなら、それは陸上に営まれた遺跡空間が水没したということになり、湖の底には当然その生活面が残存しているはずである。

すなわち、水中遺跡を考えると、水没原因によって、その遺跡の性格がある程度、特定されるということであろう。

先学の小江慶雄は、「水底遺跡」を用い、

それを次のように定義している。「水底遺跡とは、海、湖底その他の水底の堆積層、ないしはその上に諸遺物を包含、遺存している場合をさす」というものである。またその分類については、「遺物の残存状態の相違により分類することが出来る」とし、①海、湖その他の水底において発見された遺跡、もともと陸上にあった遺跡が何らかの原因によって水底に沈下したか、遺物類が水底に流失して一定の水底に堆積あるいは散布したもの。②かつて遺物類が沈積および散布していた水底が、その後、枯渇、乾陸化するか、あるいは、そのままの形で、その上に覆土を被り、遺物包含層および泥炭文化層を形成するもの、に分類している。

小江慶雄は、「『水底遺跡』という名称を付加するならば、過去に於いて水没した遺跡が、その後、陸化して泥炭層のような形で確認されても、これを水底遺跡としなければならない」と述べている。泥炭層の遺跡をもその範疇に入れるか否かは大いに論の分かれる所であり、あえてそこまで含める必要があるのか反発があろう。しかし、小江慶雄説の基本には、一度でも水没したものの、あるいは冠水したものは、その経緯を重視して「水底遺跡」の名を付加すべきであるとの考え方があった。したがって、いわゆる水中考古学の方法論をもって調査すべき遺跡か否かという論議ではなく、純粹に水底に没した遺跡に対する名称という点に着目していたのである。

では水中遺跡とは、どんな種類のものがあるのであろうか。水没原因を通してその成因を考えると、以下の五つの形態に大別できそうである。

- (1) 自然現象による海進海退、および地殻の変動による地盤の沈下によって、地上にあった生活空間そのものが水没したもので、移動性の認められない水中遺跡。
- (2) 水上交通の際、難破して沈没した船体、もしくは船上から転落した積み荷などの遺物散布地で、本来その水域下にあるはずのない遺物類を包含する、移動性をともなう水中遺跡。
- (3) 祭祀の一環として、人為的に特定の水域へ沈められた遺物類が形成する遺物散布地で、本来その水域にあるはずのない遺物類を包含する、移動性をともなう水中遺跡。
- (4) 灌漑用水のための造池や、ダム建設用の人造湖など、新たな生活目的やある種の計画を達成するため水没させられた地域で、移動性の伴わない水中遺跡。
- (5) 何らかの原因で水没したものが、海流や河の流れなどによって流され、水中での水の動きや水底の地形が作用して、特定の場所に遺物が集積する遺物散布地で、移動性をともなう水中遺跡。

すなわち、水中遺跡の形態は、水没に至ったプロセスおよび物理的要因の違いによっては、遺跡自体の性格も異なることが分かる。また水没という段階で、人間の意志が介入する場合と、そうでない場合がある。つまり(3)や(4)のように、何らかの目的を達成するために、供献物や地域自体を沈める場合は、「人為的水没」と言え、このような人為的水没により形成された遺跡には、人間の意志が反映するものである。

したがって、そこに見られる遺構や遺物類は水没させられるべくして水没させられたもの、言い換えれば、水没して初めてその目的を果たすものである。さらには、その意志を働かせた原因、つまりは、その動機によって区別するなら、祭祀的背景をもつ献供物の投入は「祭祀的水没」であり、特定水域を水没させることによって目的を達成しようというものは、「転用的水没」とす

第4表 第一次小中ノゾク一ト阿瓦和木取口一見

都道府県	該当市町村名	遺跡の所在地						発掘調査の有無		遺跡の時代				遺跡の性格				
		海	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵	不明
北海道	1 紋別市			○					○	○								○
	2 佐呂間町			○					○					○				
	3 釧路市	○	○						○	○							○	○
	4 江差町	○							○				○	○				
	5 厚岸町			○					○				○	○				
	6 七飯町			○					○	○							○	
	7 網走市			○					○	○							○	
	8 標茶町			○					○	○							○	
	9 小樽市	○							○		○						○	○
	10 上ノ国町	○							○			○	○				○	○
青森	1 弘前市				○				○	○							○	
	2 小泊村			○					○	○							○	
	3 車力村			○					○	○							○	
	4 野辺地町						○		○									○
	5 市浦村	○		○					○			○			○			
	6 板柳町		○						○	○								○
	7 むつ市						○		○									
	8 脇野沢村	○							○				○					○
	9 川内町	○							○				○	○			○	
岩手	1 田野畑村	○							○				明治	○				
	2 柴波町			○					○		○	○						○
	3 衣川村		○						○			○						渡舟場跡
秋田	1 皆瀬村		○						大砲				○					
	2 井川町								○			○						中世橋跡
	3 本荘市								○	○								貝塚
山形	1 天童市							○	○								○	
	2 米沢市							○	○				○					城館跡
	3 鮭川町						○		○									○
	4 羽黒町				○				○			○			○			○
	5 西川町			○					○		○						○	
	6 東根市			○					○		○	○			○			城館跡
福島	1 いわき市						○		○				○					船付場
	2 双葉町	○		○					○		○	○		○	○			
	3 猪苗代町			○					○		○						○	
	4 平田村		○						○		○	○						○
	5 保原町			○					○			○						金鉞製錬
	6 三島町		○						○		○						○	
	7 川俣町				○		○		○									○
	8 国見町			○					○		○							窯跡
茨城	1 下妻市			○					○	○								○
	2 水海道市		○						○	○			○				○	
	3 取手市						○		丸木舟									
	4 波崎町		○						○			○					○	
	5 茨城町		○						○		○							○
	6 神栖町					○			○			○						
	7 古河市								○									
栃木	1 上河内村					○			○									
	2 足利市		○						○	○							○	
群馬	1 玉村町						○		○									
	2 板倉町		○						○	○							○	
	3 前橋市			○					○	○							○	
	4 富岡市			○					○	○							○	
	5 邑楽町			○					○									
	6 榛名町			○					○		○					○		
	7 太田市				○	○			○		○	○	○				○	
埼玉	1 滑川町						○		○	○	○							○
	2 与野市			○					○		○						○	
	3 嵐山町			○	○				○				○			○		
	4 春日部市					○			○	○			○				○	
	5 所沢市								○	○							○	
千葉	1 横芝町							水路	○	○								丸木舟
	2 関宿町		○						○				○					城跡
	3 香取郡市		○						○	○	○	○	○	○				
	4 我孫子市			○					○	○				○				
	5 芝山町								○	○								○
	6 八千代市			○					○	○					○			沈船
	7 光町		○						○									
	8 富里町		○						○				○			○		
東京	9 袖ヶ浦市					○	○		○				○		○			
	1 大島町								○				○					○
	2 福生市						○		○		○	○						堀跡
	3 三鷹市				○			○	○								○	

都道府県	該当市町村名	遺跡の所在地						発掘調査の有無		遺跡の時代				遺跡の性格					
		海	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵	不明	
東京	4 青梅市					○			○										
	5 新島本村								○				○					塩釜	
	6 神津島村	○							○				○	○					
	7 北区		○				○		○			○						○	
	8 大田区		○						○		○						○		
	9 港区																		
	神奈川	1 鎌倉市	○							○			○						築港跡
		2 平塚市		○						○		○	○	○			○		
		3 茅ヶ崎市					○			○		○	○	○		○			
4 松田町			○						○		○						○		
新潟	1 豊栄市		○						○		○	○					○		
	2 新津市					○			○			○					居館跡		
	3 新穂村				○				○			○					○		
	4 金井町		○						○		○						○		
	5 中蒲原郡		○						○			○	○	○			○		
	6 与板町								○		○								
	7 朝日村							ダム湖		○	○						○		
	8 相川町	○								○					○				
	9 出雲崎町	○								○	○	○						○	
	10 柏崎市						○			○		○				○			
富山	1 入善町	○							○		○								
	2 氷見市	○							○		○	○						○	
	3 立山町			○					○										
石川	1 加賀市			○					○		○						○		
	2 内灘町	○							○							○			
	3 山中町			○						○							○		
	4 輪島市								○			○	○	○					
	5 小松市		○						○		○						○		
	6 鳥屋町				○				○		○							○	
	7 能登島町								○			○						○	
	8 押水町		○						○		○	○						○	
福井	1 三国町		○						○		○						○		
	2 清水町		○						○		○						○		
山梨	1 上九一色村			○					○		○							○	
	2 甲府市			○					○		○	○					○		
	3 中道町		○		○	○	○		○		○					○			
	4 鯉沢町					○			○			○							
長野	1 中野市				○				○		○						○		
	2 戸隠村								○										
	3 佐久市				○				○		○					○			
	4 大町市			○					○		○						○		
	5 望月町			○					○		○	○							
	6 松本市		○						○		○						○		
	7 岡谷市			○					○		○							○	
	8 諏訪市			○					○		○						○		
岐阜	1 恵那市		○						○		○						○		
	2 明方村								○				○					○	
	3 光村町				○	○			○			○	○						
	4 養老町				○				○		○							経塚	
	5 串原村								○		○						○		
静岡	6 穂積町								○				○					井堰	
	1 富士市	○							○				○	○					
	2 三島市		○						○		○					○			
	3 掛川市		○						○		○						○		
	4 藤枝市		○						○		○						○		
	5 大仁町		○						○		○	○					○		
	6 榛原町		○						○		○						○		
	7 静岡市								○		○	○					○		
	8 蒲原町		○			○			○		○	○						○	
	9 新居町			○					○		○	○	○				○		
	10 浜松市			○					○		○						○		
	11 岡部町								○		○						○		
	12 大井川町	○							○		○			○	○				
	13 浜北市				○				○		○						○	窯跡	
	14 西伊豆町		○						○		○						○		
15 大須賀町	○							○		○			○	○					
愛知	1 一宮市					○			○			○					○		
	2 岡崎市		○						○		○	○	○			○	○		
	3 田原町				○				○		○	○	○				○		
	4 尾西市		○						○		○	○						○	
	5 吉良町		○						○		○	○	○					○	
	6 名古屋				○				○		○		○					古窯跡	

都道府県	該当市町村名	遺跡の所在地						発掘調査の有無		遺跡の時代				遺跡の性格					
		海	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵	不明	
愛知	7 安城市								○	○	○	○	○				○		
	8 一宮町				○				○	○								○	
	9 西尾市		○						○	○	○	○					○		
	10 豊橋市		○					○		○							○		
	三重	1 長島町		○						○						○	○		
	2 勢和村		○						○									○	
	3 四日市市		○						○	○							○		
	4 鳥ヶ原村		○					○				○			○				
	5 一志町		○						○	○							○		
	6 大山田村				○				○	○							古墳		
	7 上野市				○				○	○							○		
滋賀	1 大津市			○				○		○	○						○		
	2 木之本町			○					○									○	
	3 びわ町			○					○										
	4 能登川町			○				○		○							○		
	5 守山市							○		○							○		
	6 新旭町			○				○		○							○		
	7 湖北町			○				○		○	○							○	
	8 愛東町		○					○		○							○		
	9 信楽町				○					○									
	10 高島町			○						○			○	○				○	
	11 米原町			○					○		○	○						○	
	12 浅井町		○							○	○							○	
	13 栗東町				○				○		○	○							○
	14 近江町			○						○	○	○	○					○	
	15 近江八幡市			○					○		○	○	○						○
	16 草津市			○					○		○	○	○	○				○	
	17 彦根市			○						○	○	○	○	○					○
	18 長浜市			○						○	○							○	
	19 西浅井町			○						○									
京都	1 舞鶴市			○					○	○	○	○					○		
	2 城陽市				○				○									○	
	3 京都市		○						○		○						○		
	4 宇治市		○	○					○		○	○					○		
	5 精華町		○					○				○			○				
	6 田辺町		○						○		○	○						○	
	7 峰山町				○				○	○							○		
	8 八幡市		○						○	○	○	○	○	○				○	
	9 大山崎市		○		○				○		○	○	○					○	
	10 山城市		○							○		○	○					○	
大阪	1 和泉市				○			○		○							○		
	2 大阪市								○		○	○					○		
	3 枚方市				○			○				○			○				
	4 富田林市				○			○			○						○		
	5 岸和田市			○					○		○	○					○		
	6 藤井寺市		○					○		○	○	○					○		
	7 泉大津市				○			○		○	○						○		
	8 岬町	○								○			○		○				
	9 狭山市				○			○		○							○		
	10 寝屋川市		○					○		○	○	○	○					○	
	11 松原市				○			○			○	○					○		
	12 柏原市		○					○		○	○	○					○		
	13 島本町		○							○			○					○	
	14 貝塚市					○				○	○						○		
	15 高石市	○								○	○							○	
	16 堺市				○			○		○	○						○		
17 茨木市				○			○		○	○						○			
兵庫	1 吉川町				○			○				○			○				
	2 黒田庄町		○				○		○						○				
	3 太子町				○				○		○						○		
	4 豊岡市		○					○		○							○		
	5 赤穂市		○		○			○		○	○	○					○		
	6 姫路市					○		○					○				○		
	7 柏原町				○				○	○							古墳		
	8 白崎町		○						○	○							○		
	9 龍野市								○	○							○		
	10 浜坂町		○						○	○								○	
	11 播磨町	○						○		○	○	○					○		
	12 洲本市								○			○	○		○				
	13 新宮町					○		○			○	○					○		
	14 加西市				○					○	○						○		
	15 氷上町		○						○		○						○		

都道府県	該当市町村名	遺跡の所在地						発掘調査の有無		遺跡の時代				遺跡の性格				
		海	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵	不明
兵庫	16 明石市	○							○					○				
奈良	1 大和郡山市		○	○	○				○									○
	2 大和高田市				○				○								○	
	3 河合町		○							○	○	○	○					○
	4 橿原市		○		○	○			○									○
	5 香芝町				○					○	○	○	○					○
和歌山	1 打田町				○				○		○	○						○
	2 海南市		○							○								○
	3 和歌山市	○								○				○				
	4 田辺市		○						○		○							○
	5 那智勝浦町	○					○	○		○								○
	6 野上町				○				○		○							○
鳥取	1 境港市	○								○	○							○
	2 岩美町		○						○		○							○
	3 鳥取市			○						○	○							○
	4 関金町				○					○	○							○
	5 倉吉市		○									○						○
	6 北条町		○						○		○							○
島根	1 斐川町		○								○							○
	2 安来市		○						○				○					○
	3 益田市	○							○			○						○
	4 広瀬町		○						○			○						○
	5 松江市			○						○	○							○
	6 湖陵町			○			○			○								寺
	7 仁摩町		○						○		○	○						○
岡山	1 倉敷市		○						○		○	○						○
	2 笠岡市	○								○	○	○						○
	3 山陽町				○				○		○							○
	4 邑久町									○		○		○				
	5 玉野市	○								○	○							○
	6 岡山市	○	○							○	○	○			○	○		
広島	1 府中市				○					○		○						○
	2 東城町		○						○		○							○
	3 福山市	○							○				○	○				○
	4 竹原市	○								○	○							○
	5 世羅町				○					○	○							○
山口	1 大島町						○			○				○				
	2 宇部市			○					○		○							○
	3 下関市		○							○								○
	4 油谷町	○								○	○				○			
	5 上関町	○								○	○							○
	6 徳地町		○				○		○			○						沈木
	7 豊浦町	○								○	○							○
	8 山陽町		○							○			○					○
	9 柳井市	○							○									○
	10 山口市	○							○		○	○						○
徳島	1 鳴門市	○								○	○							○
	2 阿南市						○			○								○
	3 羽ノ浦町		○						○				○					○
愛媛	1 東予市				○						○							○
	2 小松町				○						○							○
	3 丹原町				○						○							○
	4 波方町	○									○							○
	5 吉海町	○									○							○
	6 宮窪町	○											○					舟付場
	7 魚島村	○									○							○
	8 北条市				○						○							○
	9 伊予市				○						○							○
	10 明浜町		○								○							○
香川	1 坂出市	○			○						○					古墳		
	2 綾上町			○							○							
	3 満濃町				○						○							○
	4 善通寺市				○						○							○
	5 丸亀市				○				○			○						古墳 寺跡
	6 内海町	○							○			○	○					石切場
	7 高松市				○					○	○							○
	8 国分寺町				○						○							○
高知	1 須崎市						○		○		○					○		○
	2 窪川町									○								○
	3 大月町	○					○	○										○
	4 大方町						○				○							○

都道府県	該当市町村名	遺跡の所在地						発掘調査の有無		遺跡の時代				遺跡の性格					
		海	河川	湖沼	池	井戸	伝承	その他	有	無	原始	古代	中世	近世	沈船	祭祀	包蔵	不明	
高知	5 安芸市						○		○		○							○	
	福岡	1 芦屋町				○				○	○								○
		2 宗像市		○						○	○							○	
		3 春日市				○				○	○								古墳
		4 久留米市		○						○	○							○	
		5 直方市		○							○	○	○					○	
		6 玄海町	○					○			○					○			
		7 新宮町	○					○			○			○		○			
		8 穂波町						○											
		9 太宰府市									○		○						条坊址
		10 大牟田市		○		○					○	○						○	
		11 中間市		○							○		○	○				○	
12 飯塚市			○								○	○					○		
佐賀	1 武雄市		○							○	○								
	2 上峰町					○				○								文献	
	3 唐津市									○	○		○				○	○	
	4 呼子町	○								○		○	○		○				
	5 肥前町	○								○			○		○				
	6 西有田町				○					○	○						○		
	7 玄海町	○								○				○				○	
	8 諸富町						○				○				○				
	9 北方町				○						○								
	10 伊万里市	○									○			○				○	
長崎	1 上県町								○		○						○		
	2 福江市	○								○							○		
	3 大島村	○			○					○			○	○				○	
	4 富江町									○			○		○				
	5 奈留町	○									○						○		
	6 島原市									○								○	
	7 有家町	○								○							○		
	8 豊玉町	○								○								○	
	9 吉井町				○						○								
	10 鷹島町	○								○			○						
	11 深江町	○									○								
	12 厳原町				○						○			○				○	
	13 南有馬町							○		○				○			○		
	14 東彼杵町			○							○						○		
	15 森山町			○							○		○				○		
	16 松浦市	○									○			○				○	
	17 平戸市	○									○				○		○		
	18 勝本町										○							○	
	19 小値賀町	○									○			○				○	
	20 多良見町	○									○				○				
	21 野母崎町	○									○			○				○	
	22 芦辺町	○									○			○				○	
熊本	1 本渡市	○								○							○		
	2 五和町	○				○				○				○				○	
	3 山江村				○						○		○		○				
	4 熊本市			○							○						○		
	5 玉名市		○								○		○		○		○		
大分	1 大分市		○							○			○						
	2 真玉町			○							○								
	3 日出町		○		○						○					○			
	4 朝地町				○						○								
	5 大飼町				○						○								
	6 大山町									○									
	7 湯布院町			○							○								
	8 宇佐市				○						○								
鹿児島	1 川辺町						○			○							○		
	2 坊津町	○								○				?				○	
	3 樋脇町		○							○			○		○				
沖縄	1 竹富町	○								○									
	2 名護市	○								○							○		
	3 上野村	○								○			明治	○					
	4 恩納村										○				○				
	5 宜野湾市	○									○							○	
	6 今帰仁村	○									○			○	○				
	7 那覇市	○					○				○			○	○				
	8 石垣市	○									○			○	○			○	
	9 北谷村	○									○			○	○				
	10 渡名喜村	○									○								

ることができよう。

他方、人間の意志とは無関係な地殻変動、海水面の上昇、河川の氾濫などによる水没や、水上航行の際の難破など、(1)や(2)の遺跡については、「自然的水没」ないしは「偶然的水没」として認識しなければならない。そして(5)の場合は、他の(1)～(4)による流出に、諸条件が重なることで再流出するという物理的要因が重なった、特殊な形態といわねばならない。ただし、ひとつの水底に見られる遺物の散布地は、いくつかの遺跡のタイプが複合したものの可能性があり、確実に遺跡の性格を知るためには、調査時の精査はいうに及ばず、遺物の分析や遺跡を取り巻く周囲の状況など、多角的な検討が必要であろう。

## 2. 水中遺跡調査の現状

今日でも、水中考古学は一見宝探しと見られかねないが、学史的に見ると宝探しが水中考古学の発展に寄与してきた側面も否定できない。国によっては、未だに文化財としての正しい取り扱いがなされていないところもあるが、わが国では、当然のことながら、領海内にまで文化財保護法が及ぶため、今日では宝探しの行為は許されないようになっている。

わが国の水中考古学は、明治42年、坪井正五郎によって長野県諏訪湖底の調査が行われたところから始まる。この調査は、水深が浅かったため、蛭取りのジョレンによって湖底を掻き上げて遺物を採集するといった、今日から見れば、かなり単純で荒っぽい調査ではあったが、世界的に見ても、水中遺跡に目を向けたのは決して遅くないのである。しかも、今日まで諏訪湖底遺跡は継続的に調査が行われており、着実に成果を上げている。

大正13年末には、滋賀県湖北町尾上の漁民が、琵琶湖底から底引き網で数個の縄文・弥生土器を引き揚げたことから、考古学者の関心を集めたが、調査のメスが増えられたのは昭和32年になってからのことである。琵琶湖学術研究会の総合調査の一環として、京都大学臨湖実験所・京都教育大学・滋賀大学・東京水産大学が中心となり、音響探査・ボーリング調査・ドレッジ採集など、当時としては可能な限りの科学技術を導入してさまざまな調査が行われたが、水深70メートルの湖底には直接到達することができなかった。しかしながらこの調査は、湖底遺跡に考古学者の目を向けさせ、科学探査機器が考古学調査においても有効な手段となりうることを実証した点で高く評価されるものである。

発掘調査をともなう本格的な調査は、昭和49年から始められた徳川幕府の戦艦「開陽丸」の調査が最初である。この船は戊申戦争の際、北海道江差沖で座礁し、沈没、そして破碎されていた。調査にあたり、発掘調査の方法から、木造船体部分・武器・弾薬・日常生活用具にいたる多種多様な遺物の脱塩などの保存処理方法まで、すべて初めての経験であり、関連分野の研究者による委員会を構成し、さまざまな問題を実験的研究を行いながら解決し成果をあげてきた。

その後、琵琶湖をフィールドとした水中遺跡調査法の研究、瀬戸内海水ノ子岩遺跡、鷹島海底遺跡、石垣町シタダル遺跡、さらには福山市沖の「いろは丸」の調査など、ようやく水中遺跡に対する関心が深まってきた。これらの歴史的展開は本書第2章第2節を参照されたい。しかしな

がら、調査の方法、技術などの点で未解決の点も多く、陸上における調査と同等の水準に到達すべく、今後さらなる実験研究を積み重ねていかねばならないであろう。本研究もこのような問題の解決を目的としたものであった。

水中遺跡は、文献資料や伝承などによって遺跡の存在が推測されても、実際に遺跡を発見することはきわめて困難である。推定地に直接潜水して調査する単純な方法もあるが、鷹島のように広範囲に広がる遺跡では不適當な方法である。本研究では、できる限り科学的探査方法を導入すべく、いろいろな実験を試みた。その成果に基づき、水中遺跡調査に際してとるべき手順について、次に試案を提示することにした。

### 3. 水中遺跡調査の方法

現在のところ、あらゆる目的に対応できるような探査機器は存在しない。しかし、いくつかの探査機器を組み合わせることによって、かなり精度の高い遺跡情報をえることができる。

陸上においては、肉眼で広範囲を見渡すことも可能であり、航空写真で地形を撮影し、観察を加えることもできる。しかし、水中では、わずか数メートルの範囲しか目視できない状況にある。したがって肉眼あるいは航空写真に代わるものとして、音波を利用した機器に頼らざるをえない。音波は光波に比較して解像力ははるかに劣るが、全体地形を記録し観察するには、今のところ、これ以外に方法はない。

遺跡や遺物が発見されたからといって、直ちに発掘調査に取りかけられるものではない。遺跡の基礎情報をえるために、第1段階として、①地上で通常行われる航空写真に代わる調査法として、サイド・スキャンソナー (Side Scan Sonar) を用いて全域を映像化し、詳細な海底地形図を作成する。これをもとに検討を加え、②遺物が集中している可能性が高いと判断された場所では、磁気探査や電磁誘導探査により金属製遺物の分布状況を把握する。この場合、海底の地形のみから判断するのではなく、海流や潮流、風向などの平均的データを参考にしなければならない。現段階では陶磁器類や木製遺物を探査する方法はないが、遺物が最終的に安定埋没する場所には、金属製遺物も混在している可能性が高いと考えられるため、金属製遺物の探索を手がかりにしているのである。③その結果をふまえ、次にその集中箇所の地層探査のため、サブボトム・プロファイラー (Sub-bottom profiler) を用い、堆積状況を把握し、さらにボーリング調査や試掘調査を実施すれば、具体的な資料をえることができる。④また、これらの作業位置を正確に記録しておかなければ、再度その場所に到達するのは至難である。そのため、基準点や図根点を設け、精度の高い測量を実施する必要がある。海上面の位置や船の位置を地上から測量することは可能であるが、それを海底に正確に投影する手段としては、音波を利用した機器の今後の開発に期待せざるをえないのが現状である。現在のところ、水面で位置を求め、そこから鉄筋などを垂直に降下させるか、逆に、海底から浮きを上げるなどの原初的方法しかない。しかし、多くの点を設けることによって、かなりの誤差は修正が可能である。

このような第1段階の調査結果を総合的に判断し、本格的調査の実施計画を立案すべきである。

しかしながら、探査結果から遺跡の内容や範囲を正確に判定するには、未解決の問題点も残されている。今後、既知のものから未知のものへと、より多くの場で実験的研究を継続的に行い、データを蓄積し、判定のマニュアルを作成していく必要があるだろう。今回のアンケート調査で所在の明らかになった遺跡については、その基本資料の整備のために、少なくともこの第1段階の調査を行う必要性があるだろう。

#### 4. 水中遺跡と文化財保護法

##### (1) 遺跡保護の制度

「文化財保護法」にいう埋蔵文化財とは、「土地」に埋蔵された文化財のことをいい(法第57条第1項)、文化財の種類ではなく、文化財の存在する状態を意味する。「土地に埋蔵されている」という状態には、土に埋まっているもののみならず、水中に没しているものも含まれる。一般に埋蔵文化財というと、陸上において埋蔵された遺跡や遺物を想起しがちであるが、水中にある遺跡にも文化財保護法が適用されるのである。

文化財保護法では、文化財が埋蔵されている土地を発掘調査しようとする場合、事前に文化庁長官に届け出ることが義務づけられている(法第57条第1項)。これは濫掘などによる遺跡の破壊を防止するための制度であり、水中の遺跡についても、ダイバーなどが勝手に遺物を引き揚げたり、遺跡の現状を改変することができないことになっている。また、埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地において土木工事などを実施する場合にも、事前の届出や通知が必要とされており(法第57条の2、第57条の3)、遺跡の新発見にともなう規制(法第57条の5、第57条の6)もある。これらは当然のことながら水中の遺跡にも適用される。

##### (2) 出土品の取扱いに関する制度

一方、出土品の取扱いに関しては、民法第241条「埋蔵物の発見に関する規定」及びその特別法である遺失物法第13条の「埋蔵物に関する規定」に準拠しつつ、文化財保護法により文化財の特性に沿った制度が設けられている(文化財保護法第60条から第65条)。

すなわち、出土品についても、まず民法上の「埋蔵物」とされ、遺失物法の規定による手続きがとられた上で、それが文化財と認められる場合に文化財保護法の制度の対象となるのである。

「埋蔵物」とは、土地その他のものに包蔵され、発見の時点ではその所有権の帰属を容易に識別することができない状態にあるものをいうとされている。したがって、水底に沈んでいたものも、所有権の所在を容易に知ることができないものであれば、地中からの出土品と同じように、遺失物法により発見地の警察署長へ差し出す必要があり、これが文化財と認められる場合には、文化財保護法第60条以下の規定による、文化庁長官への提出、文化財であるかどうかの鑑査、所有権の国庫帰属、発見者や発見場所の土地所有者等への譲与等の、一連の制度が適用される。

### (3) 水難救護法との関わり

水中の沈船やその積み荷の引き揚げに関しては、埋蔵場所の特殊性から遺失物法によらずの特別法として設けられた「水難救護法」による手続によらなければならない場合もある。救護法第24条は、沈没品もしくは漂着物の所有権の帰属に関する制度を定めているが、引きられた物が、かつて何人かの占有に属していたものであって、その者の権利の保護を要するめられることが適用の条件となる。考古学的な遺物がこれに該当することは稀であろうが、が適用された場合、物件の拾得者は遅滞なくこれを市町村長に引渡すこととされており、市長は本来の所有者へ返還するための手続きをとることとなるが、最終的に所有者へ返還することができない場合は、物件を拾得者に引き渡すことができるとされている。つまり、この場合物件が文化財であっても文化財保護制度との連絡規定がなく、物件の処分は市町村長の権限内であり、文化財としての所有権確定のルートから外れるのである。

### (4) 今後の水中遺跡の保護にむけて

水中遺跡の現状が安易に改変されたり、遺物が勝手に引き揚げられることを未然に防ぐためには、陸上における遺跡保護の方法と同様に、水中遺跡の所在状況を把握し、それをもとに積極的に埋蔵文化財包蔵地として周知化することが必要である。これにより水中遺跡を調査する場合の届出、あるいは土木工事などを実施する場合の事前の届出・通知を義務付けることが、保護の第一歩となるのである。そのためには、本研究で検討したように、文献記録や伝承地にある埋蔵文化財の所在確認、埋蔵文化財包蔵地の位置の記録と範囲の特定作業、不時発見時の適切な対応が必要であり、そのための調査方法の技術的検討とともに、埋蔵文化財として保護の必要とすべき水中遺跡の時代や種類・内容の考え方に関する論議も必要となろう。

## おわりに

文化庁の委託事業として、平成元年から3年間にわたり、「周知の埋蔵文化財包蔵地」として登録されている長崎県北松浦郡鷹島町の鷹島南岸一帯を中心に、水中遺跡の調査・保存に関する研究を実施した。また、これまで全国調査がなされていなかった国内の水中遺跡の所在状況に関しても、全国の都道府県・市町村の協力をえてアンケート調査を行い、現状を把握することができた。

水中遺跡は、陸上の遺跡と異なり、通常ではほとんど人目にふれることがないため、発掘調査はもちろんのこと、そこに至るまでの基礎的調査だけでも容易ではない。アンケート調査の結果では、全国で379ヵ所の水中遺跡の存在が確認されたが、今後さらに多くの水中遺跡が発見され、遺跡数は増加の一途を辿るであろう。近年、レジャーとしてダイビングを楽しむ人口が増加しており、これらの人々によって偶然に発見される可能性がますます高まっているからである。世界的に見ても、記録や伝承から遺跡の存在が確認されることよりも、レジャーダイバーによる偶発的発見の方が多いのである。しかし発見されたとしても、当該市町村の教育委員会はどのように遺跡の保護を図るべきか、その対応に苦慮するのが実状であろう。一方、いわゆるウォーターフロントの開発も活発化の傾向にあり、水辺の遺跡は人知れずに消滅してしまう危険性も高まっている。

発見から調査そして保護・活用に至るまでの、最低限守られるべき基本ルールの確立は、今後に残された急務である。文化財保護法を遵守すべきことは当然のこととはいえ、遺跡の状況を把握できなければ適切な対応は困難である。そのためにも、前章第4節に示した基礎的な調査が実施できるような体制の確立も、早急に検討しなければならない大きな課題である。

わが国には、水中考古学に関する講座・講義が行われている大学はなく、研究機関も存在しない。わが国がこの分野での遅れを諸外国から云々されるのも、ひとえにこの点にある。

文化財の保存科学はもちろん、先端的科学技術や造船技術においても、わが国のレベルは世界のトップレベルにある。水中考古学は、関連分野も広く、文字通り学際的組織による調査研究が不可欠であり、その核となるべき恒常的研究機関の設置が強く求められているのである。

最後に今回の調査研究事業の実施に際し御協力いただいた、全国の都道府県と市町村および関係機関に対し、末尾ながら記して感謝の意を表する次第である。

調査団長	鷹島町長	宮本 正則
検討委員会座長	平泉郷土館長	荒木 伸介

## これまでの調査研究報告

### 広域遺跡保存対策調査研究

- 昭和52年度 北海道標津町域 『広域遺跡保存対策調査研究報告1』(昭和53年)  
昭和53年度 鳥取県伯耆・因幡国府地域／沖縄県石垣島  
『広域遺跡保存対策調査研究報告2』  
昭和54年度 長野県八ヶ岳西南麓 『広域遺跡保存対策調査研究報告3』  
昭和55年度 宮城県松島湾貝塚群 『広域遺跡保存対策調査研究報告4』  
昭和56年度 大分県国東半島 『広域遺跡保存対策調査研究報告5』  
昭和58年度 香川県塩飽諸島 『広域遺跡保存対策調査研究報告6』(昭和60年)

### 遺跡保存方法の調査研究(昭和54・55年度は「遺跡確認法の調査研究」)

- 昭和55年度 水中遺跡(滋賀県大津市粟津湖底遺跡)  
『遺跡確認法の調査研究 昭和55年度実施報告－水中遺跡の調査－』  
昭和56年度 砂地遺跡(鳥取県福部村直浪遺跡)  
『遺跡保存方法の検討－砂地遺跡－』(昭和58年3月)  
昭和62年度 都市周辺の軽石堆積地における遺跡(群馬県子持村)  
『都市周辺の軽石堆積地における遺跡保存方法の検討』(平成元年11月)  
昭和63年度 沖積低地の遺跡(千葉県市原市市原条理制遺跡)  
『遺跡保存方法の検討－沖積低地の遺跡－』(平成元年10月)  
平成元年度 水中遺跡(長崎県鷹島海底遺跡)  
～3年度 『遺跡保存方法の検討－水中遺跡－』(本書)  
平成4年度 試掘・確認調査の方法(千葉県内の遺跡)  
・5年度 『遺跡保存方法の検討－試掘・確認調査方法－』(平成8年7月)

### 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究

- 平成6年10月～平成7年12月  
『埋蔵文化財保護体制の整備充実について(報告)』(平成7年12月)  
平成8年2月～12月  
『出土品の取扱いについて(報告)』(平成9年2月)  
平成9年2月～平成10年4月  
『埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて(報告)』(平成10年6月)

平成元年度～3年度実施報告

遺跡保存方法の検討－水中遺跡－

平成12年3月

文化庁文化財保護部記念物課

(6)『埋蔵文化財関係統計資料』(抜粋)

参考資料: 平成24年度 周知の埋蔵文化財包蔵地数

	(1)周知の埋蔵文化財包蔵地調査について														
	①総遺跡数			②集落跡・散布地											
	総数	現存	消滅	A.概況			B.時代別								
総数				現存	消滅	旧石器	縄文	弥生	古墳	古代	中世	近世	不明		
北海道	11,924	11,470	454	10,800	10,435	365	667	6,857	1,078	170	1,459	17	279	2,374	
青森県	4,730	4,730	0	4,004	4,004	0	15	3,244	284	15	1,586	116	80	56	
岩手県	12,481	12,339	142	9,402	9,319	83	74	7,501	511	71	2,893	133	118	311	
宮城県	6,175	6,094	81	3,466	3,430	36	81	2,139	497	379	1,893	193	94	12	
秋田県	5,074	5,074	0	3,672	3,672	0	52	2,592	202	4	1,430	139	14	96	
山形県	5,074	5,051	23	3,177	3,156	21	117	2,178	43	79	684	43	12	0	
福島県	14,484	13,465	1,019	8,225	7,612	613	93	4,635	792	1,385	3,859	332	388	68	
茨城県	11,662	10,840	822	7,868	7,428	440	226	4,479	1,108	3,202	3,921	1,310	1,037	46	
栃木県	7,154	7,154	0	5,316	5,316	0	82	2,681	399	2,013	2,944	671	480	203	
群馬県	13,987	—	—	7,915	—	—	192	4,097	1,034	3,586	4,801	1,371	1,218	130	
埼玉県	11,260	—	—	6,995	—	—	326	4,153	537	2,615	2,879	392	554	157	
千葉県	27,512	23,920	3,592	10,206	9,318	882	639	5,279	961	3,193	4,132	675	342	158	
東京都	6,373	6,329	44	4,618	4,575	43	672	3,799	667	995	2,134	741	1,063	87	
神奈川県	7,923	7,923	0	5,577	5,577	0	382	3,521	1,268	1,562	1,954	602	458	503	
新潟県	12,958	12,947	11	6,846	6,838	8	206	3,170	311	478	2,653	1,250	190	239	
富山県	3,995	3,988	7	2,798	2,794	4	171	1,479	436	444	1,450	1,288	755	85	
石川県	7,044	6,798	246	2,994	2,887	107	22	1,039	576	815	1,075	649	95	299	
福井県	3,523	3,500	23	2,172	2,170	2	13	367	546	768	1,259	939	679	200	
山梨県	4,850	4,818	32	3,660	3,649	11	31	2,093	241	398	1,484	701	314	83	
長野県	14,684	13,483	1,201	9,811	9,477	334	524	5,882	1,431	1,181	3,287	993	300	205	
岐阜県	11,588	9,887	1,701	3,309	3,203	106	81	2,238	628	550	619	900	335	7	
静岡県	9,046	9,046	0	4,188	4,188	0	356	2,191	1,339	1,543	954	757	267	36	
愛知県	12,436	8,946	3,490	3,927	3,520	407	78	1,160	883	762	1,001	1,858	356	74	
三重県	14,060	12,730	1,330	4,678	4,566	112	128	1,014	1,017	1,698	1,309	2,060	496	416	
滋賀県	4,657	—	—	1,347	—	—	9	234	453	626	788	519	83	139	
京都府	17,222	15,387	1,835	1,494	1,432	62	47	259	572	806	747	596	112	232	
大阪府	7,346	6,464	882	1,929	1,864	65	39	73	437	484	187	545	18	81	
兵庫県	28,710	26,992	1,718	5,225	5,034	191	70	355	1,039	804	1,494	1,201	116	146	
奈良県	13,292	11,866	1,406	1,969	1,918	51	17	242	506	787	649	611	191	409	
和歌山県	3,433	3,403	30	805	805	0	15	208	422	294	178	169	31	55	
鳥取県	18,103	17,117	986	3,258	3,209	49	5	239	436	663	242	156	12	1,458	
島根県	10,756	9,859	897	2,699	2,464	235	13	297	515	1,002	298	238	74	800	
岡山県	22,125	21,052	1,073	5,083	4,970	113	180	435	2,165	2,108	1,434	2,329	387	155	
広島県	17,545	15,699	1,846	2,226	1,874	352	69	270	1,043	628	208	525	57	309	
山口県	2,996	2,897	99	1,382	1,371	11	34	188	645	416	233	422	104	130	
徳島県	3,142	3,029	113	1,317	1,310	7	64	109	247	263	266	804	157	3	
香川県	4,767	4,610	157	999	997	2	72	29	422	75	122	150	8	121	
愛媛県	4,012	3,795	217	1,315	1,272	43	43	350	784	305	162	231	30	16	
高知県	2,556	2,401	155	1,224	1,190	34	12	277	362	131	152	454	7	1	
福岡県	23,683	18,679	5,004	7,550	6,329	1,221	88	608	3,033	1,753	1,028	1,207	330	806	
佐賀県	5,702	5,616	86	3,416	3,389	27	260	1,561	792	465	208	683	145	0	
長崎県	3,766	3,643	123	1,977	1,892	85	463	1,438	407	233	64	219	62	96	
熊本県	8,200	8,123	77	3,502	3,497	5	275	1,605	903	440	747	426	95	72	
大分県	4,445	4,236	209	1,910	1,868	42	426	573	585	303	105	341	48	21	
宮崎県	6,614	6,389	225	4,429	4,383	46	97	1,911	1,687	1,046	513	972	749	369	
鹿児島県	7,501	7,412	89	5,329	5,286	43	27	1,266	486	641	98	354	37	2,420	
沖縄県	4,451	3,856	595	1,331	1,230	101	12	216	95	53	100	658	438	112	
合計	465,021	403,057	32,040	197,340	174,718	6,359	7,565	90,531	34,825	42,232	61,683	31,940	13,215	13,796	

注) ①遺跡の種別は従来の調査と統一した。②時期が判別している遺跡は時代別の集計も行った。③時期が複合する遺跡は、主たる時期に1件として集計したが、主たる時期が複数にわたる場合は各時期に各1件として集計した。④種別が重複する遺跡は代表的なものを集計した(複数種別での集計可)。⑤近代以降の単独遺跡については、遺跡種別も集計した。⑥ - は不明を示す。⑦データは平成24年3月現在のものである。

参考資料: 平成24年度 周知の埋蔵文化財包蔵地数

	(2) 水中遺跡について																
	①その他			②水中遺跡													
				A.概況			B.所在地別					C.時代別					
	総数	現存	消滅	総数	現存	消滅	海	河川	湖沼・池	その他	縄文	弥生	古墳	古代	中世	近世	不明
北海道	223	208	15	9	8	1	2	3	4	0	3	0	0	0	0	5	1
青森県	77	77	0	4	4	0	0	0	4	0	3	1	0	0	0	0	0
岩手県	544	535	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	463	457	6	12	12	0	0	0	12	0	11	1	0	1	0	1	1
秋田県	327	327	0	3	3	0	0	1	2	0	1	0	0	2	0	0	0
山形県	110	110	0	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
福島県	1,631	1,524	107	12	8	4	0	0	12	0	8	1	0	0	2	1	1
茨城県	363	319	44	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
栃木県	70	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	1,883	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	88	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	1,857	1,444	215	19	15	4	2	17	0	0	8	2	4	5	3	2	5
東京都	771	770	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	3,592	3,590	2	8	8	0	6	0	2	0	2	0	0	1	1	1	3
富山県	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
石川県	259	259	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	89	89	0	11	11	0	0	8	0	3	2	4	2	2	2	2	2
山梨県	142	138	4	1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
長野県	232	225	7	28	28	0	0	2	26	0	26	1	2	2	0	0	0
岐阜県	363	349	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	367	367	0	11	11	0	2	0	9	0	8	4	4	3	5	1	0
愛知県	179	131	48	19	19	0	1	5	5	8	1	4	9	9	10	1	0
三重県	191	180	11	11	10	1	1	7	3	0	3	1	1	1	0	0	6
滋賀県	218	—	—	51	—	—	0	0	51	0	26	17	11	14	13	3	3
京都府	189	145	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	197	140	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	563	526	37	152	103	49	1	16	135	0	34	18	50	8	46	4	2
奈良県	485	451	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	153	152	1	5	5	0	1	4	0	0	2	3	1	0	1	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	468	429	39	10	10	0	3	4	3	0	3	2	0	0	2	2	1
岡山県	1,373	1,359	14	3	3	0	0	3	0	0	0	2	2	2	3	0	0
広島県	192	171	21	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
山口県	186	177	9	11	11	0	3	3	5	0	4	0	2	3	1	1	0
徳島県	154	154	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	51	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	55	53	2	42	41	1	6	2	34	0	10	30	6	2	2	0	0
高知県	61	58	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	1,143	1,061	82	11	11	0	2	8	1	0	3	4	2	1	1	1	0
佐賀県	184	181	3	4	4	0	4	0	0	0	2	1	1	0	0	1	0
長崎県	270	267	3	25	25	0	25	0	0	0	19	4	5	2	4	1	0
熊本県	885	881	4	4	4	0	0	4	0	0	2	3	2	2	3	1	0
大分県	710	697	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	173	171	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	181	180	1	7	7	0	1	6	0	0	2	3	0	0	1	0	1
沖縄県	1,338	1,002	336	34	34	0	33	1	0	0	3	1	1	1	9	19	1
合計	23,072	19,497	1,188	512	401	60	96	96	309	11	188	107	105	61	110	49	27



